

大蔵委員會議録 第十四号

昭和三十八年三月五日(火曜日)
午前十時五十七分開議

出席委員

委員長 白井 莊一君

理事 足立 篤郎君 理事 嶋田 宗一君

理事 毛利 松平君 理事 山中 貞則君

理事 吉田 重延君 理事 岡田 忠次郎君

理事 堀 昌雄君

安藤 覺君

伊藤 五郎君

金子 一平君

久保田 藤吉君

田中 榮一君

濱田 幸雄君

岡 秀男君

岡 良一君

広瀬 秀吉君

田中 幾三郎君

出席國務大臣

大蔵 大臣 田中 角榮君

出席政府委員

大蔵政務次官 原田 憲君

大蔵事務官 上林 英男君

主計局法規課長

大蔵事務官 箱益 繁君

(理財局長)

大蔵事務官 大月 高君

(銀行局長)

委員外の出席者

大蔵事務官 新保 実生君

(銀行局特別金

融課長)

日本開発銀行総

裁 太田利三郎君

日本輸出銀行

總裁 森永貞一郎君

日本輸出入銀行

理事 山本菊一郎君

専門員 抜井 光三君

三月五日

委員芳賀貢君及び春日一幸君辭任に

つき、その補欠として淡谷悠藏君及

び田中幾三郎君が議長の指名で委員

に選任された。

同日

委員淡谷悠藏君及び田中幾三郎君辭

任につき、その補欠として芳賀貢君

及び春日一幸君が議長の指名で委員

に選任された。

三月四日

公共企業体職員等共済組合法の一部

を改正する法律案(内閣提出第二三

一号)

同日

共済組合新法関係年金受給者の処遇

に関する請願外一件(永山忠則君紹

介)(第一六八号)

旧令による共済組合等からの年金制

度に関する請願(寺島隆太郎君紹介)

(第一七二〇号)

同(鈴木仙八君紹介)(第二〇〇七号)

減税に関する請願外六件(広瀬秀吉

君紹介)(第一八三三三号)

再就職公務員退職手当の特例措置に

関する請願(赤城宗徳君紹介)(第二

〇〇六号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

産業投資特別会計法の一部を改正す

る法律案(内閣提出第二四号)

○白井委員長 これより會議を開きま

す。産業投資特別会計法の一部を改正す

る法律案を議題といたします。

質疑の通告がありますので、これを

許します。広瀬秀吉君。

○広瀬(秀)委員 今回政府から提案さ

れております産業投資特別会計法の一部改正に

関連をいたしまして、まず輸銀の總裁

が来られておるようでありますから、

輸銀の總裁に質問いたしたいと思いま

す。

現在輸銀法によりまして、「金融上

の援助を与えることにより本邦の外国

との貿易を主とする経済の交流を促進

するため、一般の金融機関が行う輸出

入及び海外投資に関する金融を補完

し、又は奨励することを目的とする。」

という大目的のために設置をされてお

るわけでありまして、現在大企業と中

小企業とに分けて、日本の輸出と

いうものが、大企業の占める輸出の

シェアと中小企業の占める輸出のシェ

アと、これを分類いたしまして、どのよ

うに把握されておりますか、この点を

お聞きいたします。

○森永説明員 ただいまのお話は、金

融を離れまして、日本の輸出全体の中

での中小企業のシェアがどのくらいか

という御質問のように拝聴いたしました

のであります。私の記憶では、ほぼ

五〇%ぐらいが中小企業関係の輸出と

いうことになっておると存じます。も

ちろん中小企業の定義のいかんにもよ

ることでございますが、現在中小企業

庁あたりで作成いたしております

いような統計から考えますと、最終的な

生産までさかのぼったシェアはそのや

らいになっておったかと記憶いたして

おります。

○広瀬(秀)委員 昭和三十七年度は割

合輸出が順調に伸びた、こう言われて

おりますが、その伸びた内容、増加し

た分を中小企業と大企業に分けまし

て、中小企業が著しく伸びた。むし

ろ三十七年に日本の輸出環境が割合順

調だったということもあるいはあるか

もしれませんが、それ以上に困難もま

た相当あったわけでありまして、その

中でやはり伸びているのが中小企業の

輸出、これは新聞等にも出ております

が、おそらく伸びた分の七〇%以上が

中小企業の輸出じゃないか、こういう

ようにいわれておるわけでありまして

が、その点についてはどのような数字

を持っておられますか。数字で一つお

答えいただきたい。

○森永説明員 正確な数字を把握いた

していません。数字は、輸出増

加の中で中小企業の貢献度合いが相当

大きなものであるというところは私も承

知いたしております。また昨年増加い

たしました輸出品目の中には鉄鋼等大

企業の産品も相当あったと思いま

すが、数字の上で正確に中小企業と大企

業とがどの程度の増加への寄与率を上

げておるか、その辺は数字をつまびら

かにいたしていませんので、御容赦い

ただきたいと思いますが、中小企業の

寄与率が相当大きかったということ

は認めるにやぶさかではございません。

○広瀬(秀)委員 事務当局からでも。

○森永説明員 私どもの方はそういう

輸出に対する金融の方を担当いたして

おりますので、輸出そのものの数字に

つきましては、むしろ通産省当局から

御説明申し上げることが適当かと存じ

ます。

○広瀬(秀)委員 森永總裁に苦言を呈

するようではあります。私どもその点

はわかり切った質問をいたしておるわ

けであります。しかしながら、輸出金

融をやられるというからには、はたし

てどういう部門が輸出の伸展に寄与さ

れているのか、シェアを拡大してい

くのどういう部門が、どういう業種

が、そして中小企業が、大企業がど

うところで伸びておるのか、こうい

うようなものに対してやはり正確なも

のを、絶えずそういう動向、輸出の実

態というものをつかんでいなければ、

やはり適切な輸銀としての運営と金融

の裏づけというものがちがうになり

はせぬかということをおそれるわけ

であります。その点は一つさらに事務

当局等におきまして、私どもは金融

をより一そう深くつかんでいただか

なければならぬというように考えるわ

けであります。これは苦言であります。

この間の予算委員会におきましてわ

が党の淡谷委員から、輸銀の昭和三十

八年度の財産目録の中の貸付金、これ

を見ますと一千九百八十五億というこ

とになっておるわけですか。ところが三

十七年の十二月現在で大口貸出し上

位二十社、ウジミナス以下三菱造船と

かずととてみますと、第二十番目が三井物産ですが、一番上位のウジミナスが二百九十七億六千七百万、三井物産が二十九億、こういうことで、この間の二十社だけで一千八百五十三億という貸付状況になっておるわけでありす。大体一千九百八十五億七千七百万のうち一千八百五十三億というものが上位二十社だけで貸し付けられておる、こういう現状であります。そうしますと、あと百一、三十億のものがその他のもに貸し付けられておるというこゝとになつておるわけでありすが、今申し上げましたのは、私は、今総裁も認められたように、最近における輸出の伸びというものはむしろこういう大口の、日本全国でも名の通つた、もう株式市場に上場されておるような大企業、大商社、あるいはプラント輸出というものをやる能力を持つ商社関係、こういうようなところにこれだけのものが貸し出されておるわけでありすが、それ以下の商社は大体全国で五千三百七十六億ある、上位二十社だけで千八百億、あとの百一、三十億が五千なんぼの対象になって、そのうちのなんぼに貸されているかわかりませんけれども、いかに輸出の動向、今どういふところが輸出に努力しているかというところと金融というものがマッチしていないじゃないかという印象を非常に受けるわけでありす。産業投資特別会計からの出資九百八十三億を資本金として運営される、しかもそれは最近では一般会計から国民の血税を非常に投入している、そして産投というパイプを通つていけば、これはこのような実態になるというこゝとでは非常に残念なことだと思つたのであります。

あります。この点についての総裁の見解、さらに具体的に事務局でわかりますならば、あとの残つた百一、三十億のものは大体何社ぐらいに貸し付けられているか、それは中小企業といひますか、中小商社といひますか、そういうようなものなのか、こういう点について数字的な実態というものを明らかにしていただきたい。

○森永説明員 私どもの業務範囲のいかんにかかわらず、輸出の動向について種々関心を持ってなければならぬという点の御叱正につきましては、私どももさらにいろいろ検討して参らなければならぬと存じます。

ただ中小企業の問題でございますが、私どもの現行の制度といたしましては、中小企業と大企業を建前として區別するような取り扱ひには実はなつていないのであります。ただ、御承知のように、私どもの銀行で融資いたしますのは、市中金融で融資ができませんのを補充するという建前でございます。何をするプラントにおるか申しますと、いわゆるプラント類につきまして国際競争上延べ払いを認めなければならぬ、市中金融によりがたいもの、きまして、市中金融によりがたいものを私どもが補充をいたしておるわけでございます。

〔委員長退席、毛利委員長代理着席〕

そういうプラント類になりますと、金額も非常に大きくなりますし、かつ国際的な取引でございまして、相手方の信用調査その他いろいろめんどうなことがございす。従ひまして、私どもが金融対象といたしております輸出そのものの性格から申しまして、やはり

大きなメーカーなり、大きな商社なりでなければ取り扱へない性格のものが非常に多いわけでございます。中小企業につきましてもそういう進出がむしろ望まれるのでございすが、しかし相手方の事情もよくわからないとか、これは信用調査その他の面でも十分な手段がないとか何とかいうようなことでございまして、そういう中小企業のプラント輸出等につきましては、もしありとするならばやはり商社などがこれを仲介するということがないと、うまく事が運ばないというようなことになるのは当然なわけでございます。そして、そういう対象といたします輸出の性格から申しまして、どうしても大きなメーカーなり商社なりのウェイトが大きくなるざるを得ないという点を御了承いただきたいと思つたのであります。

先ほど輸出の中で五割が中小企業産品と申し上げたのでございすが、その大部分はいわゆる消費財でございす。消費財につきましてはそういう延べ払いはきつめてまゐってございす。やはりキャッシュ・ベースの輸出が行なわれておるわけでありす。そのキャッシュ・ベースの輸出につきましては、中小企業者は直接なりあるいは商社を通じていわゆる買手その他、貿易につきまして利便がはかられておることは御承知の通りでございます。従ひまして私どもの融資の対象の中では、中小企業ももちろんございすが、比較的そのウェイトが低い。これは対象としての業務の性質からくる当然の事象であるというこゝとを御了承いただきたいと思つたのでございす。計数的に申し上げますと、資本金

一億円以下の会社に対する貸付の残高は、昨年十二月末現在で約二十五、六億でございます。それ以上のものは大きな、一億円以上の資本金のメーカーなり商社なりということになっておるわけでありまして、この数字から申し上げても、大メーカーなり大商社なりが大部分でございすが、それは今の申し上げましたような事情によることを御了承いただきたいと思つたのでございす。

○広瀬委員 そういふ一般金融機関ではなかなかやれない部分を補充するということは、目的にも明確に書かれておるわけでありすが、そういう事情は私どももある程度わかるわけでありす。しかしながら、あまりにも片寄り過ぎた貸付という印象、千九百億のうち大体千八百億はそうだというやうなことになる、これは産投を會計を通じて一般會計の金が入つて、国民の血税が入つて、しかも最近これが恒常的になりつつある、こういうやうな点から考へてみまして、なかなか納得がいかない面もありす。また輸出銀行においてほとんど商社と大メーカーということであつて、やはり消費財で比較的今一般金融機関からの貸付というやうなものが容易に得られるというやうな点もありまして、非常にコストの安い金が貸されるわけだ。そういうやうな実態というものが、しかも一般金融から中小企業等が金を借りて消費物資の輸出をするという場合、そういうメーカー段階に対しても、最近では設備投資というやうなものを急がなければ、中小企業と大企業の格差、輸出産業の強化ということにはならぬだらう

と思つたのです。そういう点について非常に弱い面がある。こういうやうな問題について、やはりメーカー段階にももう少し金を回す、そして海外競争力を付けていくということは、最近出ておりますやうな国際競争力強化法案というやうなものの中で考へられておるやうな、大きなものをさらに大きく合併していくということだけで日本の輸出競争力がつくものではないと思つた。先ほど申し上げましたように、総裁も認められましたように、日本の中小企業によつてつくられる消費物資というやうなもの日本の輸出の中において相当な寄与をしておる。そういうやうな実態から見まして、そういうものをさらに強化して競争力を付けていく、そうすればより一そう輸出の振興、発展というやうなこともあり得ると思つたのです。そういう角度から輸銀がほとんど今やつていないと思つたのであります。中小の輸出を目ざす生産段階、メーカーにこれからどういふやうな態度で貸付をなさつていくお気持があるか、こういう点についてお伺いしたいと思ひます。

○森永説明員 先ほどちょっと申し落としておりましたが、私どもが融資いたしておりますのは、プラント類の延べ払い金融、その性格から申しまして、自然大メーカーなり大商社なりの融資が多くなつていくことを申し上げたわけでございますが、しかしこれは大メーカー大商社に私どもの融資の効果がとどまつておるわけではないわけでございます。たとえば造船をとつて考えますと、約三割ぐらゐのものは中小企業、下請に出しておるわけでございます。生産金融なり何なりの段階では

メーカーに直接出しますが、その流れは中小企業にも及んでおるといふ点を御了承いただきたいと思ひます。

なお、たゞいまお話の点でございませうが、実は私、輸銀に参ります前に、中小企業金融公庫におりまして、中小企業の輸出振興につきましては、特にその緊要性を主張して参った者の一人でございます。昨年度からは特に輸出についての特別なワク並びに特利による設備資金の融資の制度も考えまして、政府の認可も受けまして、すでに実施をいたしておったような次第でございます。これは一に目下お話がございましたような中小企業の輸出産業の体質改善をはからなければならぬというところなのでございまして、そういう国内金融と申しますか、設備資金の面は、実は私どもの方の守備範囲ではないわけでございませう。むしろ中小企業金融公庫なりその他の金融機関に待たなければならぬわけでございまして、私もその例があると思ひます。

があつてもいいのではないか、むしろその方が先に存在する必要があるのではないか。彼我の間にそういう中小企業の交流をあっせんし促進するようないかという組織があつてもいいのじゃないかと。むしろ金融以前にそういう問題もあるというのをあわせて御了承いただきたいと思ひます。

〇広瀬秀委員 森永さんは輸銀の総裁になられる前に中小企業金融公庫総裁でありましたから、中小企業金融のことについては、すみからすみまで知り尽くしてはいるはずであります。特に今總裁の言葉の中にもありましたように、たとえば三菱造船に融資をする。その下請というものは相当ある。これは中小企業といわれるもの、そういうところがいかに資金で苦しんでおるか。中小企業金融公庫などがそういうものの金融をやる建前になっておりまして、これが十分でないというところで、下請企業はいつてもひどい目にあつてゐる。ちよつとリセッションがくれば黒字倒産をするというやうな例も非常に多いわけでありまして、輸出全体の構造といひますか体質改善というやうな意味からいへば、そういうところまでやはり手を伸ばしたやり方を今後していかなければ、単に三菱造船だけに融資したて、それは融資の成果といふものは上らぬのじゃないか、こういうやうなことを私も申し上げたいと思ひます。きょうはこの点について特に議論をするという気はございませんで、その程度にしておきますが、そういう点についても、産投の性格というものの、三十

一年以降はほとんど毎年のように一般会計からの歳入あるいは資金に対する繰り入れが恒常化せんとしている。特に昨年のガリオア・エロアの返済というやうなことから、これは開発銀行と関係するわけでありまして、そういう状況になつてきている。しかも今度産投法の改正ということで、予算で通りさえすれば、あとは政府が産投法の改正を待たずして、予算さえ通ればストリートに繰り入れができるというやうなことにしようなどと考えている、そういう事態を考えますと、いよいよそういう意味での大衆化といひますか、民主化といひますか、さらにほんとうに日本の輸出構造全体の体質改善というものが、あまりにも大企業だけに片寄り過ぎておつて、かえつて輸出のネットワークをそういうところからむしろ生ずるというやうなこともなかりかねない。もつと広範な立場で中小企業——大企業に融資されているその下請、そういうところにも幾らか利益が及ぶかもしれないけれども、それはあくまでも大企業が吸い尽したおこぼれがいく程度である。そういうところにストリートにコストの安い融資がいく、こういうことを考えていかなければ、総合的に輸出増進という輸銀法設置の大目的というものがやはり達成されないのじゃないかという点について申し上げておきたいと思ひます。

買った資金が見返資金特別会計に繰り入れられ、それが産投の主たる財源になり、そこからの出資であります。これはいわば国民全体が拠出した金の集積であるわけでありませう。そういうやうなことを考えまして、私も開発銀行の現在の貸付状況というものをみてみますと、昭和三十七年度末の予定額で七千七百五十八億、こうなつております。昭和三十八年度では八千四百六十七億、貸付金は大体そういうことになつておりますが、これを予算委員会でも淡谷議員が御質問いたしまして、たゞに、大口貸出先の上位二十社をとつてみますと、その合計は四千三百十六億、大体五〇％は上位二十社に貸し出しをされてゐる、こういう現実であります。そのうちの大口は電力、海運、地域開発こういうことになつておるわけでありませう。こういう状況というものの対して、總裁はこの開発銀行設置の目的に照らして一体どのようにお考えでしょうか。その点をまず伺つておきたいと思ひます。

〇太田説明員 開発銀行は、御承知のように昭和二十六年にできて、当時できるだけ戦後の復興ということにもかなり重点がおかれたわけでございますが、それにはやはり基幹産業に資金を注入して、それが全般に及ぶやうな経済の開発ということを主要な目標としたわけでございませう。勢い当初は、電力、鉄鋼、石炭、海運というやうな基幹産業に重点が向けられることになつたわけでございまして、御指摘のように、上位二十社ほとんど電力と海運で占めておるといふやうな実情でございます。これはその規模からい

ございますので、開発銀行がおつき合いたしたというのか、援助いたしたとすると、ある程度のもつた資金を出さざるを得ませんでした、こういう結果に相なつたわけでございまして、ただ、近年は大企業のみでございませんで、新しい技術の開発でございませうとか、あるいは機械工業振興法に基づきます特定機械の設備に要します資金でございませうとか、さらに地方開発におきましては、こういった大企業だけではない、むしろ中以下の企業にかなり主力が置かれて、相当の融資をいたしておるやうな実情でございまして、大企業に對しますものは、金額の合計におきましては、御指摘のように相当多額を占めておりますけれども、そのほかの中以下のものも件数におきましては漸次伸びてきております。今後はその両方に対して、われわれとしましては力をいたしていきたい、こういうふうな考へておるわけでありませう。

〇広瀬秀委員 貸付の對象及び金額を開発銀行の事業計画で見ますと、電力、海運、地域開発というもので大体六割以上を占めております。あとその他というのが四割弱だと思ひます。こういうやうな状況になつてゐるわけでありませうが、特に海運の問題につきましては、これは海運基盤強化に関する法律も国会に提案をされておりますが、これは昨年の産投法改正の際にも非常に議論のあつたところでありませうが、この海運基盤強化ということは一体どの程度のことをした

第一類第五号 大蔵委員会議録第十四号 昭和三十八年三月五日

何らかそういう中小企業の経済行為を促進するあつせん機関みたいなもの

は、アメリカからの援助物資を国民が

たしまして、非常に資金を食う事業で

いうやうな状態になるのか、そういう

三

ようなめどは開銀總裁としてどういうところか置かれているのか。この点は、ことしも事業計画で金を二百三十億貸し付けてやるわけでありすが、そのほか、今まで貸し付けた分についての利子の補給、補給と言いますより延滞を長期にわたって認めるというようなこともあるようでありすが、こういうような問題について、今後どのような計画をしたならばどのくらいの期間でそういう事態が解消するのだから、そうして独自でやっていくべきになるのだ、こういうようなめどはどういうところか置かれているのであります。

○太田説明員 非常にむずかしい問題でございまして、海運のこの不況は非常に根の深いものでございまして、簡単な対策というか、一つ二つの対策ではなかなかこれは改善しがたいとわれわれも思っております。海運造船合理化審議会におきまして、この数年非常にこれに取組んで参ったのでございまして、ようやく今年度国会に海運助成法案が提出されますように承っておりますが、そういう大体的方針によりまして、この海運事情が何とか立ち直りができるのじゃないかとわれわれも思っております。このわけでございますが、ただ、その時期につきましては、その会社によりまして非常に差がございまして、非常に優秀な会社は、すでに現在も償却不足のない会社もございまして、むしろ延滞もない、そういったような会社もございまして、ただ、配当が十分でないという点が普通の会社と違う——程度のかなりい会社もございまして、五年あるいはもっとたちまちでも配当がでかかね

るといふような会社もございまして、一がいには申しかねるのでございまして、今回海運の助成を受けますにつきまして、各会社で集約化をいたしまして、それとともに各会社で非常な合理化をいたしまして、これによって思い切った立ち直り策を講ぜられることになっております。それでどの程度にようになるかというところは、ただ助成策だけでなしに、各会社がどれほど操業に力を入れて真剣に立ち直りの対策を講ずるかということにかかってくるわけでございますが、これはせつかく各会社で現在合併その他の対策を検討中でございまして、またそれが近い将来にございまして、また海運再建審議会の審査を経まして、そこで立ち直り得るものに対しては海運助成が与えられるという結果になりますので、いましばらくその結果を待ってわれわれも判断したいと思っております。まだ相当の年月を要するということだけはわれわれも感じておる次第でございまして。

○広瀬(秀)委員 日本海運を何とかして現在のような未償却残高が非常に多いというような状態から立ち直らせると、海運国としていかなければならぬということはわかるわけでございますが、それを全面的に国民の金をつぎ込まれておる開銀銀行が一手にしようとしておるというふうな事態について、私も非常に問題があらうと思っております。そのほか最近では地域開発とかその他の産業開発というふうなことで、大企業ばかりでなしにやってくるというふうな方向というものをせび一つ推進していただきたいわけでありすが、この前から問題になっておりますように、貸し倒れ準備金の取りくず

しの問題とか、いろいろ開銀にも問題があると思ひます。しかし大企業はこの低コストの資金を受けてやっておるわけでありすが、こういう不況にある海運会社などでも、政府からちゃんとしただけの優遇を受けながら、一方においては政治資金を惜しまずに出しているというふうな実態に対して、総裁は一体どうお考えになりますか。これは輸出入銀行と両方でありすが、相当政府の有利な資金がつぎ込まれるというふうな会社が、軒並みに政治資金を与党あるいは与党内の派閥の会に對して出しているというふうなことに對しては、一体同総裁はどうお考えになりますか。

○太田説明員 われわれの方は資金を融資いたしますときに、詳細に審査はいたしますけれども、今仰せのような政治献金というふうな問題は、どうもわれわれのところではわかりかねるのでございます。特に会社の経理がどうか、むずかしいということに現われて参りますれば別でありますけれども、われわれの調べます範囲ではそこまでどうもつかみかねる。こういう状態でございますので、結果的に見てそういうことがあった会社に融資をしたのはおもしろくないじゃないかというお考えかと存じますけれども、どうも事前におきかたが私どもはつかみかねる、こういう状態でございます。

いってどう考えるかというお尋ねだと存じますが、私もそういう点につきましても、実態そのものも実はつまびらかにいたしておりませんし、その方の問題としては実は検討いたしましたことのないわけでもございまして、何らかの意見なり意思表示なりをこの席で申し上げることは、差し控えた方がよろしいのではないかと存じますので、その辺で御了承いただきたいと存じます。

○広瀬(秀)委員 非常に与党に気がねした答弁をなさっておるわけでありすが、これは政治資金規正法で、ちゃんとどこそこの会社がどういふところに幾らやったというところは、たしか昨年の十一月十五日の官報であります。か、これに全部詳細に載っております。ですから実態がつかめないという事ではないわけでありまして。特に皆さんはこういう国民の貴重な金を融資なさるわけでありまして、政府からやがて利益を与えられるのであらうということを当てにして与党に金を出す、あるいは各会派に金を出すというふうなことは幾らでもわかるわけでありまして。そういうような点をもっと皆さんもお調べになって、実態は官報に出てくるのですから幾らでもわかる。それと皆さんが貸している企業先、やはり金を巨額に貸すわけでありまして、それに対する相当な発言権もあるはずであります。君のところは国のめんどろを、開銀なり輸銀なりのめんどろを見てもらいたいが、こういう金を寄付する余力というものはどうなんだというふうなことで、それをチェックされるような気があります。これは皆さん方の一つの任務だと思うのです。

が、そういう点についてはいかがでしよう。

○太田説明員 これは政治献金と限りませんで、会社の経理以外に、その会社の経理を危うくするようないろいろな寄付金でありますとか社外流出があることはわれわれとしても注意いたしておりますが、特に政治献金だけを上げまして、それだけを調べるということはいかかかと存じます。これは会社の収支、経理全体の問題としてわれわれとしては審査をして、今後もういふようなつもりでやっていきたいと思っております。

○広瀬(秀)委員 この問題についてはきょうはまたあとで淡谷委員から御質問がある予定でございまして、私はその程度にいたしますが、今度は大蔵省にお尋ねいたします。

今いろいろな角度から開銀特に産投會計の大口出資先であるこの二つの總裁に來ていただいたいろいろ聞いたわけでありまして、今度産投會計法を改正して——産投會計法の附則をさらに改正しなければ、予算で議決しても動き出さない、こういうふうな非常に当然の建前、財政法からいっても、憲法の要請からいっても当然の建前というものを今回大きくくずして、いこう、そうして予算に提出さすれば、それで議決されればもうそれでよい、大蔵委員会におけるこのような議論というものはできるだけなくして、いこうというふうな改正案を今回提案されているわけなんです。この前堀委員と武藤委員から、主としてそういう立場からおかしいじゃないかという質問をいたしたわけでありまして、上林政府委員の答弁によりまして、食管法などを引き

合に出して、非常に恒常的に一般会計からも資金への繰り入れあるいは歳入への繰り入れというものは毎年々々あって、おそらくこれから恒常化していくだろう、産投の役割というものは非常に増大しているのだから毎年恒常化するのだから、そういう場合においては食管会計などでもやっておるうちに、予算で議決されれば、何も食管法をそのつど改正しなくてもいいのだ、それと同じにやっていたいのだ、こういうわけでありまして、そういう答えがあったのです。食管会計はきわめて単純であります。むしろ政策論議というものをいれる余地のないものであります。食管会計に赤字が出た場合には一般会計から繰り入れるのだ、これはそれだけのことであります。しかもそれは国民大衆の食生活を安定させるという大目的があるわけでありまして、それとこの問題を一緒に考えられるような考え方がない。産投会計というパイプを通さずすれば、どんなところに投資をされ、その投資がどう使われるか、これは非常に大きな産業経済政策の問題が含まれておる。それを、それと同じように扱っていいのだ、こういうようなことを答弁されているわけでありまして、今でもその考えでございます。

○上林(英)政府委員 ただいまの問題でございますが、従来は一般会計から産投会計へ繰り入れるときに、そのつど繰り入れのための所要措置を講じましたが、今回の改正によりましては、予算で御議決をいただきました場合には、産投会計へ繰り入れることができ

るように改正をいたしましたのでござ

ますけれども、これは今御議論ございましたように、国会の御審議を省略するといふような意味ではないわけでございます。一般会計から産投へ繰り入れます場合には、予算をもちまして十分御審議をいただくことは当然でございます。その繰り入れた金がどう使われるかということもまた同時に国会におきまして御審議をいただくことは当然であるわけでございますし、また、たとえこの席で御議論ございまして、開開なり輸銀なりの投資の問題につきましても、もちろん国会の国政調査権その他に基づきまして、十分御審議をいただきますことは当然でございます。法律的な制度といたしまして、特別会計と一般会計との繰り入れ関係は法定いたしましたに於いて、どのような制度をつくっておくのがよろしいのかということになりますと、これはその特別会計の現状あるいは将来のあり方を考えまして制度を整備いたしますことが適当である、こう考えまして、産投会計の現情に合いますような制度にしたい、こういう考え方をもちまして今回の法律案を御審議願っているわけでございます。御指摘のような国会の御審議につきましては、今申しましたような方法をもちまして、また各般の面から御審議をいただくことは当然である、こういうふうに考えておるわけでございます。

○広瀬(秀)委員 上林さんは武蔵野の質問に答えて、日本の憲法におきましては予算と法律という法形式が二つございまして、もちろん国政の運営にあたりましては、二つの法形式を持つてお

りますためにこの意思が食い違ふとい

う場合は、これはそういうために何らかの措置が必要なのではないかという御議論が常に行なわれておるわけでございますが、実際の政治の運営といたしましては、この予算と法律という法形式が相調和して運営されるべきものであるといふふうに私も考えておるわけでございます。このことを私も私どもじっくり読んでみますと、あなたの考えというものは、予算は通った、そして予算で議決された繰り入れが、大蔵委員会における産投会計法の一部改正で通らないというふうな場合もあり得る、そういうような場合は今後もうな

くしたいのだ、その気持はわかります。予算法定主義でありまして、予算が通って、予算関係法案が通って、これは好ましい事態です。しかしながら、予算は御承知のように政府だけに編成権がある。これにはかなり政府独自の立場に立つ政策目的というものがあ

る。それに対してわれわれ国会は法律を予算の場面でやるけれども、しかしそれは、予算と法律の二形式があるというが、同列ではないのだ。予算は衆議院を通じて参議院に送付されれば、三十日で自然成立ということもある。こういうようなことは法律にはないことであり、法律の場合は六十日でなければならぬ。しかもそれ以後は否決したものとみなされる、こういうようなことが憲法五十九条四項の建前になっておるわけですね。それだけ違うのです。ただあなた方がこういう議論をなさるのには、あくまで予算で通たらそれでいいじゃないかということですね。なるほどそれは国会の審議です。しかしながら予算はやはり法定主義です。この点を全く否定して予算に

一本化しよう、予算法定主義なんという原則はもうすでにあなたの方の念頭にないのではないのか。それがもう産業開発という美名一つ掲げれば、産業投資事業というものは非常に重大だ、日本経済をこれから強化していくためにそういうことが必要なんだ、これだけのことで、予算を議決すればあとは何も法律改正も提案しなくてもいいのだというところを出してくるというの

は、まさに私は予算法定主義の否定であり、また今日における予算と法律との関連を否定した議論だと思ふのですが、その点いかがですか。

○上林(英)政府委員 事前に申し上げました通り、わが国の憲法上におきましては、法形式といたしまして予算と法律というものがございまして、しかしこの両者はともに国会の議決によってその効力を生ずるものでございまして、従いまして、国会の御意思は必然的に一つであるべきものが正しいわけでございます。従いまして、この予算と法律というものは国会の御意思に従いまして相調和をして運営されるのがその運営の常道であらうかと思ふ。この場合にございまして、もちろん予算で定めざる事項と法律で定める事項とはおのずから憲法上明定されておるわけでございます。その場合の調和の手段といたしまして、法律でもいろいろの、たとえば特別会計でございます。特別会計自体は法律で予算の運営に必要な国庫の経理の規定を置くわけでございますが、その場合におきまして、どのような特別会計を設けたらよろしいか、こういう問題に当た

るわけでございますが、その問題につきましては、前から申し上げておりますように、その特別会計の実態に応じてその運営が円滑に行なわれるように制度を設けるべきである、こう考えているわけでございます。そのような観点から今回の改正をお願い申し上げました通りでございます。これは今御議論のありますような予算と法律とが別の問題といたしまして、この両者の関係をどういふふうに関連に合わせようか、整備をしていくか、こういう問題であらうかと私は考えているわけでございます。従いまして、たとえ

ない。そういうような予算をほとんど組んで、しかも産投会計法は四十幾つかの特別会計の中でもすぐれて財政経済政策を非常に大きく左右するウエイトを持っているものなのです。重要なものなのです。それを予算の中でほんに入れて、ここになんぼ繰り入れる、繰り入れてからは、予算は衆議院を——これは与党が何と言ったって多いのですから通る。参議院にいつて反対をする、それでも三十日はうっておけば、それで通っていくわけです。そうすると、野党で幾らそれを追及したところで、そういうような形で通ってしまうわけです。ところが法律に対しては、これはもっときつい制約があるわけです。そうしますと、予算はなるほど多数決で通った、そして参議院で自然成立という形になるかもしれない。しかしながら法律的に見て、いろいろ今の今の投資先まで慎重に検討する役割というものは、この産投会計法の一部改正に伴って、産業投資資金が産投会計に繰り入れられたものが、それから先どういうふうに使われていくのか、それがどういふ経済効果をもたらすのか、産業経済にとってどういふ方向にいくのか、新しい日本の産業構造の体質改善をやるために——われわれの見解と全く違う。これは理論的には、少なくとも与党の人たちでも、予算はなるほど通した。これはその他のものも全部一環として通すのですから、それは通した。それだけ除くというわけにはなかなかいかぬということ、そういうことになった。しかしながら法律の面からいえば、これは通せない。これは執行不可能になるのだ、そういうようなことでいく場合だって

あるわけですね。そこにやはり予算の法定主義というものが生きてくるのです。しかもそれは国会の意思が加わって、いわゆる民主的な国政の運営、経済政策の運営というものがなされていく。もちろんわれわれも良識を持ってやる。予算の通ったものは国会で通ることは望ましいというものはわかってる。しかしながら、政府がかりに間違いをやったとするならば、それをチェックするのはやはりここでなければならぬ。法律の段階でまたやらなければならぬ。しかも法律の場合にはこれがやれる立場にもある。予算の方はどうにもならぬけれども、法律ではやれる立場にある。そのやれる立場にあるものを切つて落としてしまつて、政府が出したものはもうそのままストレートに通るのだ。今日の憲法上の予算の建前だということも、この憲法上の予算の建前だということも、国会に対して不信であるかというあなたの方の証明だと思ふ。予算委員会だけ通せば——しかも予算の実態というものは憲法上そういうことになっている。そういうことになつていくものを、もうそれでいいのだといつたら、もうとめどもなくそういう方向が広がつたら、これはどうなるか。この点は、あなたの今の考へというものは、私も私に対して全く説得力を持たないわけですね。もう一べんその点について明快に、私も私がわかるように、なるほどどうか、そんならわかつたと言へるようになつていただきたいと思ふ。

○原田政府委員 それはこの間も、私もお答えしたと思うのですが、あなたのおっしゃるような御議論が私はないとは思いません。しかしながら、国会において政府が提案をいたしましたことは十分に御審議を賜るのでございまして、決してこれは国会無視でもありません。先ほど法規課長の方から答弁いたしました、予算の際に十分に御審議を賜るのでございまして、決して国会を軽視しておるわけではないというところは御了承願ひされると思つております。なお、産業投資特別会計というものが、あなたがおっしゃるような、特別会計の中でも非常に重要な部門を占めておるといふことも事実でございまして、この特別会計の運用よろしきを得ることによりまして、日本の経済をますます発展させることが国の繁栄になることとございまして、これに對して政府が意を尽くしておることとも御案内の通りでありまして、今回の資金を繰り入れるとともに、これが恒常化していくであらうということ、そういうことから考えておるのでございまして、そのために今回の法律の改正をお願いしておるのであります。産業投資特別会計というものを重視しておるから、それに対する繰り入れを予算でやるとともに、もう一べんこの大蔵委員会で十分審議すべきだといふ御議論と、十分に予算の際にも審議をお願いするのでありますから、これでいかがでございましょう、こういうことと、二つあると思つております。政府といたしましては、後者の方を選びまして、産業投資特別会計を十分有意義に使用いたしまして、より繁栄策をとるためには、後者の方がよいと考へまして提案いたしました、御審議をわづらわしておるような次第でございまして、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○広瀬(秀)委員 後者の方がよい、こう言われても、あなたはその理由はきつめて抽象的に述べただけであつて、われわれを納得させるだけのものは何ものもないわけでありまして。そういう立場は、やはり基本に、上林法規課長が答えたそういう考へ方というものがあつた。このことは、予算が通つた以上はこつちでチェックされることはないようにした方がいいんだ、特に産業投資という問題についてはそういう方がいいんだ、こういう基本的觀念に立つておる。

〔毛利委員長代理退席、委員長着席〕

しかもその例として、繰り入れが恒常化したとき、そして食管会計でもずっと恒常化しているからそういうことにしたのであるけれども、食管会計の場合とこの問題は非常にそこに差がある。あなたの方の考へ方の立場というものは、大蔵委員会でいろいろな角度から論議をして、その産投会計に繰り入れた資金がどう使われ、どう政策的に生かされ、どれだけの効果を發揮するかといふことについての論議の角度から、法律が通らない場合があつては困る。こうしたら、そういう論議はもうこの場では、少なくとも大蔵委員会に提案されるはずのものはないと思つてしまふ。そういう国会におけるチェックというものはなくなつてしまふ。しかも、予算法定主義という一角が非常に大きくずれるのではないかと。これは非常に大きな問題ですよ。ばやつと、何となくそれとなく出してきたやうでありますけれども、ここに置かれた産投会計法改正の意図というものは、非常に大きな、私は日本の国

政の基本に触れる大きな問題点だと思ふ。そういう意識なしに——とにかく国民の血税ですよ。それを繰り入れて、それから先どうなるかといふことについて、予算で審議すればいいんだ、予算はもう時期が来れば自然成立するんだから、それできめちゃえばいいんだ——それ以上に、予算法定主義というものがあつて、しかも、これは極端に言えば、予算関連法でも議員立法だつてできるわけですよ。そういうやうな場合に、繰り入れの問題についてはもうそれとできないのだという觀點に立ちますか。これは技術的な問題です。それから、法規課長……。そういうこととの関連も出てくるわけですね。

○上林(英)政府委員 御質問の趣旨を必ずしもよく了解いたしておらないので、あるいは御納得いただけるやうなお答えができるかどうか、疑問でございしますが、予算におきまして、必要の歳出金額を計上いたしまして、これに伴ひまして各般の施策を行ないますために、法律を提案いたします。その場合におきまして、具体的にどういふやり方をするかといふことにつきましては、法律の内容の問題といたしまして、いろいろ御議論をいただき、その結果あるいは議院修正をいただくことがあり得ることは当然でございしますが、本件の場合におきましては、御存じのやうに産投会計へ繰り入れをいたしますと、その繰り入れた金額はどういふやうにして使われるかといふことは、まさに法律におきまして明定をされておるわけにございまして、問題はその金額を繰り入れるかどうかといふだけの問題でございまして、従ひまして、一般の予算に計上しました金額をどう使

ていくかという、いわゆる予算関係法案とは若干趣を異にしているわけでございます。もちろん、予算がございまして、その機構自体につきまして、法律の定めます機構自体を可能でございというような議員提案は可能でございませうけれども、それ以外の分野におきまして、要するに、現在の法律におきまして産投会計はどういう仕事をし、その一般会計から繰り入れられました金額はどういうことに使われていくかということは、おのずから産投会計法において明らかでございまして、従いまして、本件に関する限りにおきましては、予算において幾ら幾らを繰り入れるということを歳出に計上いたしましたことと、今までやって参りました個別に立法いたしましたこととの内容は全く同一なわけでございます。それを今までなぞ一つ一つの個別的にやってきましたか、こういう問題でございますが、それにつきましては、前から御説明申し上げておりますように、当初産投会計をつくりましたときには、主として見返り資金を承継いたしました資産を中心としたしまして、これを回転運用いたしたいという考え方から、一般会計からの繰り入れというものは当初におきましては原則的には予定をしておらなかったわけでございます。そういうような観点から、機構といたしましては、現在の状況にかんがみても、整備されておらないというところでございます。従いまして、この際産投会計法の機構自体を整備したい、こういう趣旨で御提案申し上げました次第でございます。

「明快々々」と呼ぶ者あり」

○広瀬(秀)委員 ちっとも明快じゃない。今までも、予算でこれを提案する、それを受けたような形で産投会計法の一部改正、附則第何項ということ、必ず大蔵委員会にこれが上程をされてきたわけですね。事実上予算執行につれてこどもでいける議論をした結果、予算執行ができなくなったという事態はなかった。これは去年のガリオア・エロアの返済という、まさに産投会計法の第一条に書かれていた目的と何ら関係のないものを産投会計法の中に持ち込んだというところから一国会ずれた、こういう例があるだけでありまして。その前は、三十一年、三十二年、三十三年、三十五年、三十六年というようにずっとやってきたけれども、これについてそれほどの問題というものはなかったのです。しかもそれが出てくることによつて非常に論議が深められ、産業投資特別会計の目的に照らして、よりよき方向というものがこの委員会の審議を通じて出されておったものと私は確信する。だから、そういうようなことであれば国会のここにおける論議がじまなか、その疑ってみたいものなるわけですね。今までそういう具体的な例は、去年のガリオア・エロアの返済問題をめぐって、産投会計法の改正という、まさに木に竹を継いだような、氷炭相いれざる要素を持ち込んだところに問題が発生したわけであって、今までその一部改正を繰り入れについて出してきたけれども、それについて別に不都合というものはなかったはずである。それにもかかわらず、これを国会の審議から、特に大蔵委員会の審議というものから取りはずしてしまふ、

これは予算というものは御承知のような審議の段階で、すべての四十一か上る特別会計を初め、一般会計、政府機関、こういう膨大なものを論議してののです。だから集中的に産業投資という問題についてどこまでやれるかわからないわけですね。この委員会において初めて、産投会計設置の理由から、そして産業体制強化あるいは国際競争力の強化、こういうような角度から専門的に論議をする場というものはここであるべきはずである。しかも実体的にも、去年の特殊な例外を除いては、今日まで予算執行について支障を来たしたはずもない。むしろ、ここで論議されたことによつて、産投会計法が正しく生かされるという方向に若干でも向く可能性というものはあるはずである。それにもかかわらず、ここでの審議権を奪おうというものが今度の法案になつていくわけである。これはあなた方がどう答えるともそれだけのことでしかないわけですね。国会の中で法案はやはりちゃんと通過をいたしておる、予算も通過をしておる、それに伴う産投会計法の一部改正もちゃんと通過をしておる。それにもかかわらず、もう産業投資という問題について政府が何よりも第一義的にオールマイティなのだ、こういう思想です。せじ詰ればそれだけのことなんです。それだけになぜそういうようなことにならなければならぬのかという点についてはどうしてもわからぬ。これは政治判断として、今度の産投会計法の一部改正の中から、やはり今まで通りにやるのだということを排除する法改正というものは、その部分だけは少なくとも撤回してもらわなければならぬと私は思うのです。

ぬと私は思うのですが、そういうお考えになりませんか。

○原田政府委員 何度も同じことを申すようでありまして、決して国会の審議権を無視する、国会を無視するといふ考えはないのでありまして、これはそこまでききまうと見解の違ひというようにならざるを得ないのでございまして、私も決してそういうような考えを持っておるようなわけではございません。だったら前通りにやたらどうかという広瀬委員の御忠告でございますが、私どもの方としては、今までは、この提案いたしました法案がそういう国会軽視ではない、よりに、産投会計というものを国家のために十分に役立たせたいという気持ちを根底に持っておることは間違ひのない事実でございます。予算の際に十分御審議を願ひ、ここではそれを繰り入れる法律を毎回やる、それを通じて十分に審議を尽くしたらよいじゃないかという御議論、それはもう審議は一べんであれ二べであれ十分尽くせる機会があるから、それでいかにございまして、どうぞ政府の意思をうかがいまして、どうぞ御意図しておるところを一つ御了承賜りたいと思ひます。

○上林(英)政府委員 本件改正をいたしますことによりましてどういうプラス、マイナスがあるかというお話でございますけれども、機構と申しますか、特別会計の機能を法律で規定をいたしておるわけでございますが、それが現在の産投会計の現状あるいはあり方にかんがみ、どういふものが適当であるか、こういう判断をいたしまして、機構をつくるわけでございます。あるいは例が適当でないかもしれないが、たとえば住宅金融公庫で、本来は一般大衆の住宅をつくることを業務としておった、しかししたとえばある年度に限り産投住宅をつくりたい、それを毎年々々、ことしもやった方がよろうというところで、ある年度に限りそういうことができるといふような業務を上げた、それで、まあ大体恒常的にそういうことをやるのがよろうという判断になりますときには、毎年御判断を仰がないで恒久化するということも一つの方法であらうかと存じます。産投会計につきましても、産投会計のあり方といたしまして一般会計との繰り入れ関係を伴います、その両会計の管掌の問題につきましては、前から申し上げておりますように、一般会計から産投会計へ繰り入れるということ自体が、今後の産投会計の姿を見て参りますと、相当恒久的な姿にならざるを得ない、またそうあるべきであると、私も考えておるわけでございます。そういうような産投会計のあり方から考えまして、産投会計法におきましては、一般会計から財源を仰いで投資を行なっていくということが機構自体としてもお認めいただいてしかるべきではなからうか、こう考えておるわ

けでございませう。なおそれを繰り入れます場合には、これは予算をもちまして十分御審議をいただくわけにございませうし、その繰り入れられまして金額につきましても、一般の予算関係法と異なりまして、たとえば一般の歳出の場合には歳出には計上いたしますが、それを実行いたしますときに、幾らをどういう格好で配っていくかという問題があるものとしますと、それはまた実行のための法律が要るわけにございませうけれども、これを執行いたします分野におきましては、産投會計法におきまして明定をされておるわけにございまして、従来も特別に個別的に立法いたしまして事柄自体を、幾らをこの産投會計に繰り入れるという規定をいたしたばかりでございまして、その事柄をいたしましては、予算と全く同じことをここに規定いたしておるわけでありまして、予算をもちまして御審議を十分いたして、それに基づきまして所要の処理が可能でございまして、特に特別會計の規定を整備することが適當である、こう考えまして御審議をお願い申し上げておるわけにございませう。

○広瀬(秀)委員 いろいろとお答えいただいたけれども、私もはどうしても納得できない。議論としては平行線になるかもしれないけれども、これを今まで通りやってもマイナスは何もないということが明らかになった。これは答えられないことだから今まで通りやってもマイナスはない。今まで通りやるといふことは、やはり予算法定主義という憲法の大原則、それから経済産業政策における民主主義という立場が失われるという大きなマイナスが私どもの観点から当然あるわけでありませう。そういうようなマイナスをあえて冒しながら今度の改正をやるというところには何もない、あるものはただ行政権の優位性をこの際大きく出して、こういうことだけだということに私は理解するわけなんです。これについては、答弁をしても、おそらく皆さんの方では今まで通りの答弁を繰り返すだけだろうから答弁は要りませう。しかしながら、ここで先ほど申し上げたように、今度の改正の附則で処理する、これをはずすという改正点はぜひ一つ撤回してもらいたい。このことだけ最後に要望して私の質問を終わります。

○日井委員長 佐藤次郎君。
○佐藤(勲)委員 きょうは森永総裁と、それから太田総裁が来ておられます。森永さんは昔大蔵省の名主計局長から次官になられて、今度また大蔵省であります。私はあまりこまかいことは言いません。大きなことだけ聞きますから、大臣になったようなつもりで両者にお答え願いたいと思ひます。実はいろいろ意見がありまして、輪銀とそれから開銀を一緒にしたらどうかというような意見があります。その点について、両総裁からどういう意見を持っておられるのか、まずお答え願ひたい。

○森永説明員 御承知のように開銀は、国内金融と申しますか、国内での設備資金、国内産業の振興のための資金をお出しになっておられるわけでありませう。私どもの方は、直接の貸付の相手方こそ国内の業者でございませうが、その資金は外国に輸出するもの

延べ払いのための運転資金が一番多いわけにございませう。あるいは海外に投資いたしたするための資金であるとか、海外から輸入をいたしたするための資金であるとか、要するに、ことごとく輸出入ないしは海外の事業に関連した資金を出しておるわけにございまして、事業分野が開業銀行とは全然と異なっておるわけにございませう。従って、両行の存在理由がそこにあると存じますが、それを一緒にするということが一つの御意見かもしれせんが、あまりいろいろ面が一緒になりませうと、かえって金融の向上も期し得られないと思つてございまして、やはり現状通り二つに分けてやらせていただきますのが適當かと存じます。

○太田説明員 今、輪銀総裁から申されたように、両行の業務が非常に画然と分かれておりますので、これを一緒にいたしますと、それでプラスになるものが別になつて、こういうことではございまして、私も今の輪銀総裁と同じ意見でございまして、両行別々に仕事をいたした方がよいというふうに承知しております。

あるのですが、そういう点は森永さんどういうようにお考えですか。
○森永説明員 これは私見でございませうが、現在にございませう政府関係金融機関の分野が必ずしもはっきりしないというふうな意味での分野の確立という問題は、確かに一つの問題としてあるんじゃないかと存じます。しかし、輪銀に関する限りは、その辺の分野が画然と確立されておるようには私は考えておる次第でございまして、他の金融機関のことは答弁の限りでございませうので、この辺で御容赦いただきたいと存じます。

○佐藤(勲)委員 それからもう一つ円のレートの問題でいろいろ議論があるのですが、あとで堀君が要求しておりますので大蔵大臣が来られますから、大蔵大臣に、二点だけ聞かつてもあります。森永さんは今のレートについてどういうふうにお考えですか、その点をお伺ひしたいと思ひます。
○森永説明員 ただいまの御質問に私答弁申し上げる資格はないと存じます。現在のレートがやはり一番いい、そういうふうにお考えしておりますことだけ私見として申し上げておきたいと存じます。

る場合に、あそこにもちょっと、こちらにもちょっとというふうなことをやっておると思う。そこは、ドイツあたりはAという銀行がある仕事に重点を置けばBのところは絶対金は貸さぬ、そういうことをやっておると思うのです。ところが日本の現状では丸紅にもやるあそこにもやるというふうなことで、いろんな都市銀行その他のあれがまちまちにやっておると思うのです。こういう点は日本の貿易振興に非常に阻害を来すように考えておりますが、その辺は一体どういうふうにお考えになっておりますか、伺つておきたい。

○森永説明員 私どもの銀行で取り扱っております投資金融は全体の約一〇%くらいがそういうものに充てられておるわけでありませうが、これは申し上げるまでもなく補完金融でありまして、投資をされる業者の自己資本ないしは市中調達でできないところを輪銀がカバーするという建前でございませう。これは、御承知の通りでございませう。日本全体の投資の方針ということになりますと、これまた大蔵省の問題でございまして、私どもがとかく申し上げるまでもないことではございませうが、お話をよく聞かれましたが、十分充実いたしておるわけではございませうので、やはり極力重点的に経済交流の効果の上がる地域に投資していく、そういう配慮が必要なのではないかと考えます。しかしながら貿易構造を自身を問題として考えました場合に、消費材がだんだん機械類の輸出に変わってくる。機械類の輸出も、ただそれを輸出するというだけでなく、現地に何らかの拠点をかまえるのでなければ

ば、機械類の輸出もなかなかほかからないというような事情の変化もございすので、先ほど申し上げましたように、重点的に効率的に考えなければならぬことは当然であります。もう少し積極的に海外投資、特に東南アジア等に対する投資については配慮していく必要もある面も起こりつつあるのではないかと、大体そのような考え方をいたしておる次第でございます。

○佐藤(観)委員 西独なんかが東南アジアにいろいろの資金の供給をやり、産業の発達のためにやっておるやうに聞いておりますが、西ドイツの方のそういう輸銀のような立場の銀行の状況などを、参考のために教えていただきたいと思ひます。

○森永説明員 私はまだ新米でございますのでつまびらかにいたしておりませんから、山本理事が参っておりますので、その方からお聞き願ひたいと思ひます。

○山本説明員 西独におきまして、私の方の銀行と似たようなことをやっております金融機関は二つございす。一つはA K Aと申しまして輸出金融会社、もう一つはK f Wと申しまして復興金融金庫、この二つでございます。ただいま主としてよく活動しておりますのはこの復興金融金庫の方でございます。長期の輸出金融は大体八年ないし二十年程度、借款の場合は十年ないし二十年程度でございす。金利は大体私の方と似たような金利でやっております。

○佐藤(観)委員 同じようなあれがあつても、私は東南アジアに二週間はかりおりまして、西独の金融制度がうまくいっているように聞いてきました。

けれども、森永さんが最近輸銀の總裁になられて今後活躍されると思うのですが、そういう点についてはわれわれドイツに負けぬような考えでやっていたかと思ひます。

今世界銀行と輸銀との関係はどんなようになっておりますか、これも伺つておきたいと思ひます。

○森永説明員 全然関係ございませぬ。

○佐藤(観)委員 関係ないけれども、その辺に関連した何か輸銀とのコネクション、そういうものはないのであります。

○森永説明員 世銀なり第二世銀なりから後進国には相当の投資資金を供給しておられるわけでありまして、制度的には私どもの融資とは何らの関係なく、それぞれの見地から運用されておるといふことでございます。

○佐藤(観)委員 国際収支の赤字がどうにか黒字に転換して、現在十九億ドル程度のドルの保有高になつたのであります。このごろ西独は六十億ドルの保有高を持っております。最近必ずしも前のような成績で経済関係がいつていないように聞いております。こういう点について海外投資でいろいろ問題になると思ひますが、そういうような関係になって、日本はこれまで黒字が続いて、外国の、ドイツなんかと比べてどういふような変化が出てくるのか、この点についてわれわれ心配しておりますが、政府は樂觀論で終始しております。そういう点についての心配があるのかないのか、この点を森永さんから承つておきたいと思ひます。

○森永説明員 ドイツの関係のことはよく存じませんが、東南アジアにおきましても地域によりましては政情が不安なために必ずしもこちらからの投資について積極的に進み得ない地域もあることは御承知の通りでございます。

それはきわめて限られた地域でございます。まして、大部分の地域におきましては現に日本からも相当進出し、また今後とも一そう経済交流を促進する観点から日本の業者が進出せられることにつきまして、われわれもお手伝いをする余地が相当あるのではないかと。必ずしも一がい悲觀的に考える必要もないのではないかと、いふうに考えております。

○佐藤(観)委員 先ほど森永さんにもちょっと伺つたのですが、出先商社の過當競争に対して、政府がむろんやることとありますけれども、輸銀なんかの立場としては、そういうような複雑な過當競争に対して何らかの制約を加えることができないのかどうか、その点も承つておきたいと思ひます。

○森永説明員 直接私どもの窓口を通じてそういう問題を検討した結果として申し上げるのにはございせんが、商社なりメーカーについての競争もほとんどないことではないかと存じます。私、非常に印象的でございます。したるに、経団連の会議に出席いたしました際に、石坂会長が、B E Cの諸國を訪問されました印象として一番痛切に感じたことは、日本の商社の海外での競争が少し度を越しているのではないか。一たん輸出しても度が過ぎるとその一つの品物がとめどなく出ていって、これではたまらないというやうな恐怖の念を植へつけておる、そういう

点についてもう少し節度を持つ必要があるというのを非常に痛切な印象としておっしゃつておつたのでございませうが、やはりそういう点の配慮がこれから非常に必要になつてくるのではないかと、私も全然同意のような次第でございます。まして、直接私どもの窓口での経験ではございせんが、一般的な問題としてそのような考え方をいたしております。

○佐藤(観)委員 東南アジアで非常に発展をしている国はアメリカの次にソ連、それから何と云つても地力を持つてゐるイギリス、その次に西ドイツだといふことをわれわれは現地で知つたのであります。そういうやうな中で一番特徴的な強さというものは、やはりイギリスが相当に根を張つてゐることは伺つてきましたが、山本さんは外国におられましたが、そういう点について日本としては、イギリスあるいは西独に学ぶ点があるのかどうか、この点を山本さんに一つ伺ひたいと思ひます。

○山本説明員 ただいま佐藤委員の御質問でございますが、イギリスの場合には主として長い資本の蓄積がございすので、國の援助と申しますのはあまりございせん。B C G Dと申しますのがやっておりますのと、それから植民地ないしコモンウェルスに対する投資に関する政府機関があるだけでございす。西独につきましては、やはり戦後非常に力を入れました、先刻御説明申し上げました復興金融会社なり何なりそういう特殊の金融機関をつくりまして、そして援助をしておる、かやうに存じております。

○佐藤(観)委員 そういう観点から、日本の円レイトというものが問題になつておるのですが、先ほど森永さんから御返答があつたのですが、あとで大臣にお聞きしたいと思ひますが、円のレイトというものは、國際貿易の關係にいろいろなことがあると思ひます。山本さんはどういふふうにお考えになっておるか、参考のため伺つておきたいと思ひます。

○山本説明員 はなはだ難解な知識でございまして、今のお答えをする資格もないのでございまして、先ほど總裁から申し上げました通り、今のレイトが適当であり、また動かすこともできないではないかといふやうな感じを持っておりますことだけ申し上げておきます。

○佐藤(観)委員 いろいろ申し上げても、やはりあなたの方の立場もありませんから、これ以上申し上げても、私たちの考える点では、やはり国全体としてはそういうやうなところを考へないと、だんだん日本品の貿易が萎縮をするのじゃないかといふやうに考へております。そこで現在私たちが非常に心配しておりますのは、やはり日本が盛んにこの産投会計に三百五十億円入れるといふことで力を入れておられますけれども、しかしこれだけで日本の経済がもっともと発展をするといふやうなことは考へられない点でございす。私はそういう点で日本の金融機関というものを對して、もう少し考へ得べき点があるのじゃないかといふやうに考へておりますが、これは森永さん最近總裁になつたばかりであつたにいろいろ意見を聞くといふことは悪いのですが、幸いきよは産投の關係であつたを呼んでおるのであります。

が、そういう点では何か示唆をするような考えがあらうたらお示し願いたいと思ひます。

○森永説明員 たいだいまの御質問は、輸銀に限らず現在金融機関全体について何か考えはないかというお尋ねかと思ひますが、どうも勉強もいたしておりませんし、また大蔵大臣、銀行局長もおいでになっておることをごさいますので、管掌外のことといたしまして、御答弁を控えておいたしたいと思います。

○佐藤(觀)委員 大臣が見えましたが、堀君が待っておりますが、二点だけ大臣に伺いたいと思ひます。それは先ほど私が開銀と輸銀の総裁にちよつとお伺ひしたのですけれども、これは立場があります、開銀と輸銀を一緒にしたらどうかという意見が非常にあるわけですが、それをどういうふうにお考えになっておるのか。それから為替レートの問題が、今のままでいいの悪いのか、この二点を大蔵大臣から伺いたいと思ひます。

○田中(國)大臣 御質問を承っておりませんので、的はずれになるかも知れませんが、第一点の輸出入銀行と開銀銀行を一緒にした方がいいという一つの議論として拝聴いたしておきます。この問題は、国庫が国内と国外に向けて分けておるわけでごさいますので輸銀の拡充という面は、これから輸出を伸ばさなければならぬというところ、それからこれからの自由化に対応して相当拡充していかねばならぬという点、それからこの自由化に伴う企業の問題、輸入の問題その他で機構拡充という問題はございまして、国内的な面から見て、産業の育

成、産業基盤の強化、また今度の石炭のように特別な事由に基づいて特定な業種に対して法律に基づく業務を行なうということでありまして、これを一緒にして外国部、内国部というように、考え方としてはあるかも知れませんが、開銀銀行や輸銀そのものが、本来の性質と目的から考えましても、機構を拡大しなければならぬという状態でありまして、これを二つ一緒にするということの方が適切であるかどうか、相当検討を必要とする問題だと思ひます。

それからもう一つ、為替レートの問題、これは外国等との相手のある話でございまして、IMF等の状況もございまして、これはもう少し幅を持たせた方がいいという議論、現在のままでは日本の円価値というものの推移を十分見ながら、これが及ぼす影響も相当大きいものでありますので、これらの問題に対しては慎重に検討いたしております。現在まだ結論を出すような状態ではございません。

○佐藤(觀)委員 もう一点だけ……きのう金融懇談会でいろいろ議論があつたというのを聞いておりますが、最近政府の中で矛盾が一つある。その矛盾は政策金融とそれから政府関係金融機関の成績主義の問題というところが矛盾になってきておるわけでありまして。こういう点は大いにお考えになっておられますか、ちよつとお伺ひしたいと思ひます。

○田中(國)大臣 内容的に何か例示して一つ御質問いただけませんか。○佐藤(觀)委員 政府の言っておるのと実際は、いわゆる政策的に金融を

やること、政府の金融機関がいろいろ成績を上げようということに矛盾があるのかないのかということの一つ聞きたい。

○田中(國)大臣 どうも具体的な問題があれですが、結局政府が歩積み、兩建等をやめさせたいと思つておられるけれども、政府関係機関から流れておるものにはさへも歩積み、兩建を強要しておるのではないかとお尋ねいたします。これは予算委員会でも明らかにいたしましたけれども、この歩積み、兩建というものの対しては三つの考え方があります。その一つは、長い間の商習慣でありまして、この商習慣というものを守っていくという限度内において必ずしも歩積み、兩建というものを排除すべきものではないという一つの定説があります。であります、これは歩積み、兩建というものを商習慣だといふけれども、基準がなくて銀行検査をやつても捕捉したいという名のもとに乱用せられることはいけないうわけでありまして、それからもう一つは、歩積み、兩建というその制度を乱用しまして、預金のかき集めという手段に使つたり、それから資金を必要としておる人の、いわゆる借り受けを行なう人の意思に反して歩積みが行なわれるというところは、これはもう全くいけないうことであります。第三は、その上にお政府関係機関から特に中小企業等に出されるものに対して歩積みを要求する、これは言語道断というところでございまして。問題は三番目の言語道断という部面に対してであらうと思ひますが、政府関係機関から出るのは、一般金融の補完的な任務を持つて

おるわけでありまして、現在の状態が刺激的な要素となり、当然少なくとも政府関係金融機関から貸し出すものと同額以上民間金融機関が持つというところでありますから、政府が百万円貸せば自分も百万円貸せるといふならば、自分のところは全部歩積みにしてしまふというところは、これは政府関係機関を利用して預貯金を強要しておるわけでありまして、中にもつとひどいのは、私はそんなのが必ずしもあるとは思つておりませんが、百万円政府資金から出、自分の百万円を出すというよりなものはもちろんのこと、政府資金から出る百万円のうち、十万円も五万円も歩積み要求するといふ、これは極悪非道というところでごさいます。こういうものに対しては三月の初めからやつておる銀行検査でびしびしと一つ事実を明らかに出すという態勢をとつておるわけでありまして、こういう問題、特に政府関係機関からの貸し出しに対しては、そのようなことが絶対にあつてはならない、ないような方向で政府の考え方と実際の窓口がマッチをしていきますように進めたいといふふうに鋭意努力を続けておる次第であります。

○佐藤(觀)委員 いろいろと聞きたいことがありますが、大臣の時間がありませんので、これで終わります。

○田中(國)大臣 堀君もやりました、先にもやりました、まだ入りませんから、さつき広瀬君もやりました、私も前から今度の産投會計法で納得のできない点が一つだけありますから、大臣にお伺ひいたします。

○堀委員 ちよつと外務省の問題から先にもやりました、まだ入りませんから、さつき広瀬君もやりました、私も前から今度の産投會計法で納得のできない点が一つだけありますから、大臣にお伺ひいたします。

○田中(國)大臣 御承知の通り、産投會計は対日援助見返り資金の資産を受け継ぐといふことでつくられたわけでごさいます、現在の状況を見ますと、産投會計がこれからの産業施策

が、一番重要だと思つておられますのは、これまで産投會計法の一部改正といふことで、昭和三十一年以来ですか、資金への繰り入れ、その他については附則で処理をしてきたのが、今度は予算によって処理がされて、言うなれば大蔵委員会では産投會計の論議をこれからはどうせやりますけれども、法案の關係としてはやれなくなるという問題があるわけですが、実はこれまででもそうでありまして、今度の国会におきましては、私もこの一部改正につきましまして、私も数回ここで皆さんが立つて、こもごも質疑をいたしました。問題についての説明をしてきたわけですが、今後はそういうことがなくなるわけですが、政府委員の説明によると、これまでではそういう必要がなかったけれども、これは恒常的に性格がかわつたので、こういう方をやつてもらいたいのだ、こういうふうな答弁があつたのですけれども、私もこれはこれでいい、三十一年からやつてい

たことですから、その必要は今に始まつたことではない。これは急にこういうふうになつたのは、どうもガリオア・エロアで産投の減資をして、そこで結局、これからは一般會計に財源を依存しなければならぬといふことがきわめて明白になつたので、こういう処理がとられるようになった、こういう理解をしておるのですが、大臣のこれに対する御見解を伺いたい。

○田中(國)大臣 御承知の通り、産投會計は対日援助見返り資金の資産を受け継ぐといふことでつくられたわけでごさいます、現在の状況を見ますと、産投會計がこれからの産業施策

上、また社会資本の不足を補っていくという意味からいって、政府施策の上から非常に重点的に考えなければいけぬという状態になった点については御理解賜わることと思います。制度の上では予算審議ということがございますので、予算で議決をせられる場合は産投会計に繰り入れるようにできることは適法であります。この委員会でもって産投会計法の繰り入れ限度とあわせて立法措置をお願いしておりますから、それが今度予算だけでもってやれば、この委員会ではあまり審議がでなくなるのじゃないかということについては、これは一般として大蔵省所管のものは当然本委員会でもって適切に御審議を願うわけでございますので、法律案として出ないにかかわらず、本委員会としては十分御審議を賜わるとし、またわれわれもその法律案を通していただくためにだけ、法案の審議の段階にだけ誠意をもってお答えをしておるわけではございませんから、これは随時いつでも御審議の対象になり得ますし、私たちも十分審議に応じていきたいという考えでございます。

問題が制度上の問題であります。他の政府関係機関の受け入れ限度額というものを一々きめていくことがいいのか、そういうことではなく、予算で議決をすればある限度額までにはいつでも入れていいというふうにするべきか。また産投会計のように限度額さえも設ける必要はない、それは需要というものが非常に大きくなる国家目的というものが明らかになっておるのでありますから、しいて限度額を設ける必要はないという考え方が、すなわちお考えればあるわけでありまして、

ありますから産投会計のような弾力的な運用を必要とする特別会計については、一般会計からいっても弾力的に繰り入れられる。しかもその繰り入れられる場合には、当該年度の予算で十分国会の審議を得るということであれば、今よりも弾力的な運用という面で御理解願えるのではないかとこのように考えておるわけでありまして。

○堀委員 弾力的運用というのは、大蔵省の運用として非常に都合がいいことだと思ふのです。しかしまだ一般の予算法定主義の原則がありますから、やはり論議はできるだけするのが私にはいいと思う。

そこで今大臣は、法案でなくとも大蔵委員会で審議をされることはかまわぬし、大いにわれわれも参加する、こういうお話なのです。実は大蔵委員会の現状として見ると、これまで法案がたたくさんあるから一つでいいだけ法案をやってくれという要望が強いわけなんです。そこで私は、今の大臣の見解を一つ確認をいたしまして、今後ずっと産投会計法はかららないけれども、産投会計に関する諸問題については、大蔵委員会はこれを単なる一般質問とは理解をしないで、これまであった附則で処理をしたというその実績は、大蔵省としてはここで生かしていく。大臣がかわってもそんなことに関係なく、大蔵省の公的見解として、これはこの通常国会においては私どもの審議に依拠するという政府側の立場も確認をさせていただきたいし、あわせて委員長にもお願いをいたしておきますけれども、そういう確約があったというものを一つ会議録にとどめていただいで、委員長も一つ御承認を願って、これはあなたが

委員長である、ないにかかわらず、大蔵委員長、大蔵大臣がこういう公的の席においてそれを保証したということにしていただくならば、私は内容の問題として一応了承いたしますが、その点について委員長及び大蔵大臣の御見解をちょっと承っておきたい。

○田中事務次官 ひとつもな御議論でございます。産投会計法の改正をお願いいたしまして、それが通ったからといって予算委員会のみで審議をしようという考えは毛頭ありません。産業政策上、また経済の根本にも触れる問題でありますし、非常にテンポの早い、社会資本充実という面に大きなウエイトを持つものでありますから、今までの以上に御質疑を賜りたい。こちらに進んでいろいろな事情の説明その他に配慮することをここで申し上げておきます。

○日井委員長 ただいまの政府のお答えで足りていると存じますから、あらためてこちらで申しませんが、御趣旨のほどはよく承りいたしておきます。

○堀委員 それでは、外務省はまだ来ませんけれども、先に輸銀総裁に簡単にお伺いをいたします。

経済協力について今輸銀が直接借款をお出しになっておるところがありまして、この現在の条件でですね、金利及び支払の長さといいますが、そういう条件を一つ伺いたい。

○森永説明員 直接借款といたしましては、インド、パキスタン、ベトナム等々ございますが、最近の条件を申し上げますと、一月にパキスタンとの間に第二次の円借款につきまして政府間の了解ができてまして、私どもと向こうとの間に間もなく貸付契約を締結することになっておりますが、政府間の了解におきましては金利は六分でございます。期限は据置期間を含めて十五年でございます。五年据え置き十年の延べ払いでございます。結局十五年ということになります。

○堀委員 そういたしますと、これまでのインド第一次、第二次、第二次追加、これらもやはり大体同じでございますか。

○森永説明員 インドの第一次の条件は金利が五分七厘五毛でございます。期限は十年でございます。

○堀委員 ずっとお答えいただきたいのですが、第二次、第二次追加は大体同じでございますか。

○森永説明員 インドの第二次以後は全部同じ条件でございます。

○堀委員 南ベトナムはいかがですか。

○森永説明員 南ベトナムは金利は五分七厘五毛でございます。三年据え置き七年の十年の期限でございます。

○堀委員 パラグアイはいかがですか。

○森永説明員 金利は世銀の金利並みというところでございますが、たしか五分五厘でございます。期限は据置期間を含め十年でございます。

○堀委員 ブラジルはどうですか。

○森永説明員 ブラジルにつきましては直接の円借款のものはございません。

○堀委員 ブラジルにBND Eというのがございますね。

○森永説明員 BND Eに対する直接借款は今後の問題でございます。いままだ貸付はいたしておりません。

○堀委員 今後の問題と申しますと、これはまだきまっていらないということ

でございますか、昭和三十七年の七月にコミットされておるようでございます。

○森永説明員 貸付を行なうことについての了解はすでに成立いたしておりますが、まだ実行をいたしておりません。先方の事情で延びておるわけでございます。

○堀委員 輸銀の直接借款が出ておるのはこれだけでございましょうか、ほかにありますか。

○森永説明員 ただいまおあげになりましたもので全部でございます。

○堀委員 外務省がまだ参りませんが、それでは大臣にお伺いをいたします。この間、予算委員会的一般質問でございましたが、産投資金の問題に触れまして、今度の産投の取りぐしをいたしました残り二百五十七億でございます。この委員会で三十九年度に使うような答弁を理財局長あたりはしておる。しかし大臣はそれとに、私が、三十八年度中にいわゆる税収の関係で操作をする原資に充てたらどうか、要するに配当、利子所得の法人分が三十九年度に繰り越されていく、実質的には自然増収とかそういう問題ではなくて、三十八年度の分として本来は落ちているけれども、三十九年度に入るのが百億ばかりあるから、それを私は一つ産投資金で操作して処理をしたらどうかと言ったら、あなたは三十八年度中に使った、そういう可能性はあるからという答弁があったのですが、この今の二百五十七億の資金は三十八年度に使う可能性はあるのか、三十九年度へ繰り越すことになるのか、あなたはどちらかと思ひます。

○田中国務大臣 予算の審議をいただいておるのでありますから、現在、平たくいえば三十九年度にそのまま繰り越すということになるわけでございませうが、しかしそういう四角ばった話よりも実際のものを申し上げれば、これは自由化の計画をどうするか、それによって国内産業に対する政府施策をどうしなければならぬかという問題も起きて参りますし、去年のように石炭産業に対して特別な国会さえも開かなければならぬというような事態が起きて参りますときにこそ使われるべきものでありますから、そういう意味で自由化の問題、八条国移行の時期、そういう問題でいろいろな問題が当然変わってくるわけでございします。であります、観念的にはそうでありまして、理論的には三十九年度に繰り越します、この御答弁申し上げないといけないわけでございまして、そこは大蔵省流にお答えしておるわけでございしますが、

○堀委員 今のお話で八条国移行に伴いますところの自由化の問題、諸問題があるから、そういう意味で国内的に使うというところは私あり得ると思うのです。補正予算を組んで産投の取りくずしができると思ふのです。大体現在考えられておるのはそれだけで、弾力的な、そのほかにはあなたのお考えの中にはありませんか。

○田中国務大臣 国内産業政策というものが一番大きいと思ひます。それから新産業都市とか各地方の低開発地域

というような問題があるのですが、これはまだ法制上の問題もございします、これは資金的には非常に重要な問題になってくるわけですが、三十八年度の予算というのについて調査費、それから予備費、調整費で計上するものなもので、一体いかにという議論は、政治的な立場からいけば相当な問題があるわけでございします。そうでなく、一般会計のワックも非常に大きくなつたというような問題もあつて、そのところは一応現時点において配慮したつもりでございします、これらの問題で、これらの資金というものが、これらに對して国会の審議を願うというふうな状態があり得るわけでありますから、そういう場合も当然考慮せられるわけであります。

○堀委員 今のことはみな私大体わかるのです。外務省を呼んでゐるのに向参りませんし、大臣との約束の時間も過ぎますから、大蔵省側でお答えできる範囲でまず答えていただきたいのは、この前、年末にきまつた対韓請求権問題について、無償二億ドル、有償三億ドルでしたか、新聞はたしかそんなふう

に伝えておつたように思ひますが、あなたの方にも、理財局あたりには外務省からは連絡があつたはずだと思ふ。支払うことをきめるのは外務省ですけれども、支払をするのは理財局という関係になると思ひますが、大体そこらでございしたでしょうか、大臣からお答え願ひます。

○田中国務大臣 まだ対韓債務を払うということや、対韓経済協力というものは、これは全く未確定要素でありまして、私としては、外務省から話も聞いておりますし、また大蔵当局としてもこれらの問題を承知いたしておりますが、現在、三十八年度の予算審議をお願いいたしておるものの中から捻出しようなどという考えは、全然持っておりません。

○堀委員 私がちょっと伺つたのは、三億ドルの有償というところは、おそろくさつき伺つておつた、輸銀からの長期借款になるのではないかと、いふうな感じが私にはしてございまして、巷間伝えられるところによれば、三分とか二分とかの非常に長期の借款というふうな、新聞等は伝えておつたわけですが、そうすると、三分で輸銀から出すとすれば、これはかなり大きな出資を輸銀にしませんと、現在の輸銀の原資のあり方としてはできないんじゃないか。そうすると、勘ぐつたわけですが、産投資金にあれば積んであるものの一部を、産投の資金から少しづつ取りくずして、それに充てるということもあ

り得るのではないかと、いふ感じがしましたから、前段で、少し産投資金取りくずしのあり方についてお尋ねしたわけですが、ですから今のお話で、あの産投資金の現在の二百五十七億について、そういう意味での輸銀出資には引き当てはしないかと現在はお考えになっておりますか。

○田中国務大臣 まさにその通りであります。

○堀委員 そこで、ちょっと輸銀の方に伺ひますけれども、政府の方から今のようないふこと、年率三％で二十年なり三十年なりの借款を一つ輸銀でやれ、こういうことが出てきたときに、私は今のお話を聞いて、たとえばインドにしてもバキスタンにしても、これまでやっておるの、やはり大体世銀借款並みの五・五％以上になっておるわけ

です。条件も、大体十年から十五年と五・七五あたりで大体やつてゐる、そういうところとの今後の取引、及びその後にはまた六％で、新たにどこか直接借款ということができるといふか、これは外務省が大体の取りくめをして、あなたの方へ持つてくるのでしようけれども、しかし担当は結局あなたの方になると思ふので、その場合の影響をちょっと伺ひたいと思ひます。

○田中国務大臣 これを認可するとき、私のところでやつておりますから、原則的な考え方を申し上げますと、輸銀から、世銀ベース以下のものをどんどん貸し付けていこうというふうな考えは、現在のところありません。これは、明らかにお答えいたしておきます。

それから、対韓問題がいつの日にか解決をする、この仮定した場合に、何らかの機関から出さなければならぬ。これは、もちろん対米債務を支払う前に、産投法の改正をお願いいたしましたように、協定とともに、これこれのところに払うということになれば、御審議を願うわけでございします、少なくとも輸銀を使うという考えはございしません。輸銀を使うともし仮定すれば、これはほかのところへ波及するの

はあたりまえでございしますし、対韓経済協力の問題については全然別個な、總理も言つておられるように、いわゆる分断国家というふうな觀念で、特別なものという考えでございしますから、協定成立の後支払いが開始をせられるというふうな場合といへども、これが他に影響しないというふうな機関から

の支出、決済ということを考えていくべきでありまして、輸銀を使って他に影響が及ぶというような道はとらないということをお願いいたします。

○堀委員 その点が非常にきつかりましたから、輸銀の方は御安心下さい。いいようであります。それはいいですけれども、しかしこの問題は、私もずっと見ておりました。皆さんの方では二億ドル、五億ドルと、数は二とか五とかわずかです。ところが金額にすると、これはなかなか大へんで、外務省はともかく、少なくとも大蔵省は払う方の直接の責任者でもありますから、やはり慎重に、あなた方はよく考えてもらわなければ困る。われわれは反対です。反対だけれども、あなた方がやるというときには、あなた方の内部で、やはり国民の資金を使うことですから、いずれにしても、今の特別なものをつくっても、三％で金を貸すためには原資がないのです。やはり一般会計から持っていかなければならぬわけですからね。資金運用部のものを持ってきたって六分五厘ぐらいですから、そうすれば二対一以上の割合で一般会計から出資金を何かしないことには、三％にならないわけですから、無償と同時に有償部分についても、一般会計の大きな負担になるということ、は、一十分頭に入れておいていただきたいと思ひます。

大臣は時間ありませんので、お差しつかえない範囲でいていただきますが、私は産投会計の中身を調べておりました。どうも政府のいろいろな作業が、少しずさんに過ぎるという感じがしますから、おいでになる間に一つだけちょっとやっておきます。財政法第

二十八条による昭和三十八年度予算参考書類の特別会計分の産業投資の歳入歳出の昭和三十七年度決算見込額というの、一体いつの時点において立てられたのかお伺いをいたします。

○田中委員 事実問題でありますから、政府委員をして答えたいと思ひます。

○稲益政府委員 予算編成時における見通しでございます。

○堀委員 予算編成時という抽象的なことだとちょっと困るのですが、予算編成時というのは、そうするとあらゆる予算と同一の時点と見ていいのですか、前後があると困るから、私はちょっと確認をしておいていただきたい。

○稲益政府委員 大体はかの会計と同様でありまして、大体十二月ごろであります。

○堀委員 予算編成で、産投の特別会計の予算を組まれた時期とこの決算見込額を出された時期は同一と見てよろしいですね。

○稲益政府委員 同一でございます。

○堀委員 それではお伺いをいたします。

三十七年度決算見込額は歳入が六百八十四億三千二百九十九万円、それから歳出が六百三十六億六千七百一十一万円、差額は四十七億三千六百二十八万円、ところが、あなたの方の予算の前年度剰余金は四十五億五千三百万円です。同じ時期にあなたの方がつくった歳入と歳出の決算見込額の差と前年度剰余金が二億くらい違うというのはどういうわけですか。同じ時期だと言ったのですから、同じ時期に別々のものを出すという理由を一つ伺いたい。

○稲益政府委員 私どもの手元にあります資料によりますと、三十七年度の決算見込額の剰余金四十五億五千万円、これが三十八年度の予算で四十五億五千三百万円、同額で載っております。

○堀委員 私がいたいておりましたのは、三十七年度決算見込額で剰余金のところまで書いてないのです。歳入と歳出の差額は当然剰余金ですから、歳入から歳出を引いた差額は四十七億三千六百二十八万円、では一体、歳入と歳出の差、決算見込額の差が剰余金でないというのはどういうわけですか。これはちゃんとここにあるのです。ミス・プリントですか。

○稲益政府委員 ちょっと手元の資料でわかりかねますので、調べて後刻申し上げます。

○堀委員 一つお調べをお願いします。実は私、産投会計の出入りを少しこまかく見ておりました。ここは二億くらいですが、少しずさんに過ぎるような感じがしてなりません。それは、皆さん方の決算見込額と決算額との間にいつてもかなり開きがあるのです。たとえばある一年だけ多少違うということなら、私も承知しますけれども、毎年違うのです。あなたの方で出しておられる財政法二十八条に基づくものと決算額を調べてみますと、その差額は、三十三年度でいいますと、決算見込額では二十億しか出てないのですが、決算額では四十八億出ています。三十四年度については、決算見込額で七十億の差を見込んでおいたのに、決算では百一億出ています。ちょっとやそっとの開きではないわけですか。だからあなたの方の決算見込額というのは少

し——これは十二月にやるとあなたは

おっしゃったでしょう。私どもは、あなたの方の四半期別の予算執行の資料は、最近第二・四半期のものをも

らったままです。私は今ごろなら当然第三・四半期の終わりのものが来て

いいのじゃないかと思つてみたけれども、最近第二・四半期のものが出てき

ています。あなたの方は十二月の終わ

ごろやったと言ふのだから、第三・四

半期の方の計算は済んでいるだろうと

思うのですが、決算見込額と決算額の

間がどうしてこんなに違うのですか。

○稲益政府委員 いろいろ計数の違い

が大きい点は、見込みのあれで非常に

申しわけないところもあるものであり

ますが、主たる点は開銀の納付金、それ

から北海道東北開発公庫の納付金、こ

れが実は二〇％程度精算し込んで入

るわけですね。この点が見込みの違

いなり一番大きな点で、そのほか決算

になりまして、その点が見込みの違

いなり一番大きな点で、そのほか決算

になりまして、その点が見込みの違

いなり一番大きな点で、そのほか決算

になりまして、その点が見込みの違

いなり一番大きな点で、そのほか決算

になりまして、その点が見込みの違

いなり一番大きな点で、そのほか決算

になりまして、その点が見込みの違

いなり一番大きな点で、そのほか決算

になりまして、その点が見込みの違

いなり一番大きな点で、そのほか決算

になりまして、その点が見込みの違

いなり一番大きな点で、そのほか決算

になりまして、その点が見込みの違

いなり一番大きな点で、そのほか決算

になりまして、その点が見込みの違

いなり一番大きな点で、そのほか決算

になりまして、その点が見込みの違

いなり一番大きな点で、そのほか決算

になりまして、その点が見込みの違

○堀委員 私どもちょっとそこがおかしいと思ふのです。今のあなたのおっしゃる二割の問題というのは、予算と決算の間に起こると私は思ふのです。三月三十一日まで取納される歳入額としての予算を見るのなら、開銀銀行の納付金の約二割ほどがあとへずり込むという問題の中で、予算額と決算額との差における歳入の差というのなら、これはわかると思ひます。そうじゃないのです。決算の見込額ですからね。決算の見込額というのは、あなたの方では決算に対してものを見るためにやっているのじゃない。予算対比ですか。決算額を見てそれに対する見込みをとっているわけだから、その二割というのは決算見込額の中に当然入っているはずじゃないですか。入らないのですか。

○稲益政府委員 入っております。

○堀委員 入っているのなら、あなたのさっきのお話は、その点については全然理由になりませんね。見込額の中に入っているのなら、その違いがその理由がなければならぬ。その二割のもの以外にさらに二割動くのですか、開銀納付金なり北海道東北開発公庫の納付金は。

○稲益政府委員 言葉が足りなかったかと存じますが、その二割の精算分につきましては、その見込みが完全な決算として出ました実績と違つておる、こういう意味でございます。

○堀委員 二割部分の見込みが違うのですか。二割部分についての見込みの違いが二十八億になったり三十億になったりしないでしょう。開銀納付金の全額は大体二百億くらいしかないの

すから、その二割部分の誤差がそんなに大きくなるというはずはないでしょう。過去における開銀の納付金というのは大体二百二十億くらいですから、その二割というのは四十億くらいである。その半分以上違うというのはおかしいじゃないですか。その二割部分についての誤差がそんなにあるはずはない。だから、あなたの方の決算見込みが不正確だということになると思いませんか。ちょっと大臣、よく聞いていただきたいと思うのです。決算見込みが不正確になるというのは、要するに産投特別会計のその年度における前年度剰余金の計上が不正確だということになる。私は、決算見込み額とその剰余金の間にすでに差があるからとんでもない話だと思っておりますが、それよりもっと大きいのは、決算見込み額が大幅に決算と違つておるために、前年度剰余金というものを非常に低目に見積つて産投会計が組まれておるから、一般会計からそれだけ入れなくてよいものを毎年余分に入れることになり、その結果毎年剰余金が四十億くらい繰り越されてくるというところに産投会計自体としてはなる。産投会計で四十億も繰り越さなくても資金があるんだから、一般会計から入れられるのだから、その分は一般会計を減らして、そうしてその一般会計の剰余金の分は減税に回しなさい、私はこう言いたくなるのです。どうですか、大臣。

○田中事務大臣 あなたの御議論は十分承知いたしておりますし、言わんとなさることも十分理解しておるのでございます。また、減税の必要性も十分承知をいたしておりますけれども、歳出需要というものは非常に大きいし、その

の当時におけるバランスということも考え、今度の三百五十億産投繰り入れの問題も自然増収がないわけじゃないから、いかに使い切ったと言つても幾らかあるのだから、あればそれでも十分まかなえるのだから、二百億に近いものを減税に回せば答申通りじゃないかという御議論も何回か拝聴しましたが、私もそれは十分わかつておりますが、いずれにしても、産投にある金も必要でないものを入れておつたな上げしておるわけではないのであります。これは随時弾力的な運用をしなればならないということもありまして、また、先ほども申し上げたように、自由化、八条国移行というものが対峙しておるぐらゐな状況でございますので、そういうものに對するバランスも考えながら、今年の予算編成においては御審議を願つておるような状態にいたしましたわけでございます。一つそこは御了解を賜りたいと思ひます。

○堀委員 私が言つてゐるのは、産投会計が原資が必要であるかないとかいう前に、産投会計の歳出というものはきめておるのであります。産投会計の歳出はきまつていて、それに見合つて歳入もきまつてきてゐるわけですから、これに見合つて資金から取り出すなり一般会計から繰り入れしてゐるわけですね。ところが、実際は前年度剰余金というものを低目に見積つてゐるわけに、それだけ余分に入れてゐるわけですね。ところが、実際は前年度剰余金よりもっとあるわけですね。これは私過年度を三十三年度から調べてみた。毎年差がずつと出てきて、三十四年、三十五年でしたか、ともかく前年度剰余金をオーバーした分を補正予算で、要するに補正を二十億も二十五億もしてゐるわけですね。だから、私に言わせたなら、それは補正でやるということでは、当初の予算で見積もるならば、産投会計固有の中で繰り越してきたものが多から、それを補正に使うということよりも、本来的にはそれなら一般会計から入れる分を減らして、必要があれば補正予算でまた入れればよいのですから、一般会計の方にあるんだから、そういうふうにして、それこそ平素の予算の弾力的な運用をすることによつて原資が出てくる。それはたとい二十億か三十億か知らないけれども、それをあなたの方はた二十とか三十とかいうような簡単なことに考えないで、もっときちんとした予算を組みなさいといふことを私は言つてゐるわけですね。だから、あなたの方は少しずさん過ぎるというのです。二十億、三十億と決算額と決算見込み額とに差があるような――一体大蔵省の役人というものはみな優秀だと私は思つてゐるわけですね。ただ、優秀だと思つてゐるわけでは、国民は泣くと思ひますね。二十億も三十億も合わないのでは、計算が合わないにほどこがある。だから、大臣、今年度の、要するに来年度予算、昭和三十九年度予算に対する決算見込み額と、それからその年度の繰り越したときの決算額が五億や十億の相違はやむを得ないでしょう。しかし、少なくとも二十億をこえるようなことはやめてもらいたいと思う。あなた、どうですか、間違った十億以内にとどめるということを一つ私に約束して下さい。

○田中事務大臣 これは、堀さんも産業経済は非常に専門家でありますから、そうかたくなことをおっしゃるつもりはないと私は思ふのです。決算見込額を出すということは、法律に基づいて出さなければならぬ問題であります。が、実際十二月の時点で計算をする場合、確かに十一月、十月の実績を見ながら計算をしておりますから、三月三十一日を目標にしての決算といふことを予測しますと、多少低目に見るということになるわけでありまして、これはどこでもそういうことです。でありますから、決算と決算見込額との間に差があるというものは、これはお認めいただけるわけですね。その幅が大きい過ぎる、大きい過ぎるというのは、意識的な操作といふことをもしやっているとされたならば、あなたの方の言う通り大蔵省がもしそういうことをやっているとすれば、健全財政主義から出ていふ、こう思ふのです。結局、産投会計といふものに對するものの方から言ひまして、今度は三百五十億繰り入れたという問題も、二年ばかり前から、財政法の改正、いわゆる弾力的運用といふ問題がいろいろ議論をせられて参りましたが、産投会計法というものに對しては、見返資金特別会計を継承しただけの運用といふことではなく、これからの産業経済というものに對して一つの大きな窓口、原資を持つ特別会計という考え方も相当変わつてきてゐるわけでありまして、であつて、あなたの方の言われる時点の問題に對しては、ここで十億以下にいたしますなどといふことを申し上げようものならば、これは法律上たいへん大きなことになりまして……(堀委員十億円ぐらゐに努力をする)と叫ぶ)まあ大いに努力をいたすことは間違ひございません。間違ひございませうが、産投会計という特別会計のこれからの政策的な要請というものも十分加味しながら一つ御判断を賜りた

い、こう思ひます。

○堀委員 大臣はいろいろとあの手この手で答弁なさるが、しかし、やはり大蔵大臣であつたら、私に向かつてそういう答弁をするのではなくて、事務当局に、もっときちんとして、おれに恥をかかせるなぐらゐの指示をしてやらなければいかぬと私は思ふのだ。私は、やがて十年か十五年先には大蔵大臣としてあなたのかかりにそこへ参ります。私が参つたときにはあなたのような参事さんとはやらせません。あなたには御存じないからやはい、あれだつたと思うが、これは私がこういふ種を教えたから、一つあなたも十分ぐらゐにいたして、そういう点きちんと努力はいたしていただきたい。努力の結果は数で出ますから後年度において拝見いたしますが、一つ努力はお願ひいたします。

大臣私がいたしてゐる予定の時間も参りましたので――実は、この問題に關連して開銀にもちょっと問題があると思ひつております。この問題のことは、一つはやはり開銀の納付金の動きの問題の中にもあります。これは開銀銀行法がかりますから、そのときにあつたためた少し緻密に議論を、本日の産投会計に対する私の質問はこれで終わります。

○白井委員 堀委員、開銀の両總裁にお尋ねしたいと思ふのです。

○淡谷委員 輪銀、開銀の両總裁にお尋ねしたいと思ふのです。利益金の処分のことなんです、利

益金が出た場合には積立金の規定がございしますが、これは私不幸にして銀行のことはどうもあまり知る機会がなかったもので、あるいは常識的かもしれないけれども、この政府関係機関の開発銀行法あるいは輸銀法にもございしますが、開銀法の三十六条で、「利益金の百分の二十に相当する額」、もしくは「毎事業年度末における貸付金の残高の千分の七に相当する額」というものが積み立てられるのです。が、そのうちのいくらか多い額を積み立てなければならぬという規定がございしますから、これはこの二項のうちどっちか一つを積み立てればよいという御方針でございしますか、あるいは利益があつた場合には両方積み立てるといふ御方針でございしますか、お伺いしたい。

○太田説明員 今の利益金の百分の二十または貸付残高の千分の七、いずれが多い方の額を積み立てる、こういうふうになつております。

○淡谷委員 これは、両方積み立てたという事例はございしますか。

○太田説明員 これは年度によりましてまちまちでございまして、事実両方あるいはどちらかいずれかの積み立てをやつたというケースはございしました。ただ昭和三十三年以降は、千分の七という率によつて積み立てております。

○淡谷委員 業務報告書によりまして、だいたい開銀と輸銀との様子が違つておるようでございまして、さつき堀委員あるいは広瀬委員の質問にも答へられておりました通り、輸銀の方は大口の貸し出しをするのが特色で、開銀の方は国内の貸し出しだけに限る問題も

あるようでありまして、やむを得ないこともあつたかもしれませんが、開銀の方ではこれまで貸し倒れ準備金という名前です。と積み立てをやつてこられたようですけれども、輸銀の方でも貸し倒れ準備金の方はずっとやつてこられたのです。そこでこの業務報告書の六十一ページの二十九表であります。これをみますと二十七年から三十三年までは国庫納付金までされておりました。すなわち利益金が多かつたということになりまして、それから法定準備金として三十三年度まで組まれておりますが、これらは貸し倒れ準備金とはどういふ関係にございしますか。

○森永説明員 貸し倒れ準備金を積みました後に利益があるかないかということになるわけでございまして、貸し倒れ準備金は毎年度ずつと積み込んで参つておりますが、その積み立て後に利益がありまして、場合に法定準備金を積み、さらに余裕があれば国庫納付金をいたす、そういう関係であります。現実の問題としていたしましては、貸し倒れ準備金は創立以来ずっと今日までいたしておりますが、国庫納付金は昭和三十一年度まで、法定準備金は三十三年度まで、以後は利益がございしませんので法定準備金も積み込んでおられません。納付金もいたしておられません。さういふ関係になつております。

○淡谷委員 そこで、輸銀の方では貸し倒れ準備金の取りぐずしは一回もやつていないし、また非常に確実な債権だからその必要もないというお話でございしますが、この貸し倒れ準備金は、取りぐずしがなければつと資本として残つていくのでしょうか。この

活用なり流用は全然できないわけですね。ただ幾ら積みまして、業態が健全である限りはいつまでもそのまま積み立てておくという金になるのでしょうか、その点はいかがです。

○森永説明員 今日までのところは、貸し倒れ準備金を取りぐずすような事態が起つておりませんことを、私も幸いに存じております。貸し倒れ準備金の積み立ての累積額は、三十六年度末で四十八億くらいございします。これはそのまゝ自己資本として貸し出しには充當されておるわけでございまして、いたずらに死蔵されておるわけではございしませんので、その点は御了承いただきたいと存じますが、取りぐずしたというふうな事例は幸いにございしません。

○淡谷委員 さつき広瀬委員からもちょっと質問がございしましたが、海外に貸し付けているものがありますね。これらももしも貸し倒れになった場合には、やはりこの取りぐずしでやつていくのですか。

○森永説明員 ただいま海外とおっしゃいましたのは、直接借款の意味だと存じます。これは御承知のように各々の政府が相手でございますので、政府について貸し倒れみたいな事態が起ることは私も実は考えておりません。万が一そういうことになりましたら、やはり貸し倒れになるわけでございしますが、さういふことは万起るまいというふうな考えでございします。

○淡谷委員 これは大蔵政務次官にお聞きしたいのですが、大体外務省の見通しがちつと信頼できないから——というのとは韓国なんですが、場合によつては韓国ともあるいは輸銀の方で

やらなければならぬという事態になるかもしれない。これは予算委員会でも明らかです。安定政権だ、安定政権だと言つてゐるうちに、いつか安定が引込んでしまつたというふうな状態ですから、この国に対して輸銀が貸し付けました借款が、今私が言つたようにだめになつた場合、積んでおります貸し倒れ準備金が適用されますか、これは大蔵政務次官として一つお答え願ひたい。

○原田政府委員 そういふ場合には貸し倒れ準備金は取りぐずさざるを得ないと考えます。

○淡谷委員 輸銀総裁それでよろしいですか。そういう場合でも貸し倒れ準備金は取りぐずす、こういう御方針を確定してよろしいですか。

○森永説明員 国が相手でございます。万が一そのような事態が起つた場合には、それは貸し倒れでございします。貸し倒れ準備金を取りぐずすということになるわけでございしますが、さういふ事態が万起るまいというのを申し上げておるわけでありまして、

○淡谷委員 そういふ場合でも、国を相手の借款でもこれは取りぐずすというふうに確認しておきます。

そこで開銀の總裁に承りたいのですが、開銀の方はだいたい取りぐずしがございします。貸し倒れ準備金の積み立てた額だけでは不良債権がわからぬのです。全部取りぐずすわけではございません。全部取りぐずしたものは不良債権だといふふうに考えてよろしいですか。債権の千分の七です。全部が全部悪いとは言えない。従つて、貸し倒れ準備金は全部払うという

のじゃなくて、この中から不良債権になつたものは取りぐずしていく、こういうふうな理解してよろしいのじゃないでしょうか。これはいかがです。

○太田説明員 貸し倒れ準備金の今まで積み立てました残高は、三十六年度末で二百一十一億というところになっております。これに對しまして、これを取りぐずして滞りなく資金を償却いたしましたものが昭和二十六年から三十六年度まで十一年に十六億八千七百万円ございまして、これが両方の金額は一致しておるわけであります。

○淡谷委員 この不良債権と称されましても、これは實際上債権からはずしてないのだ、このまま債権にして残しておくのだというふうな答弁がこの間あつたのです。そうしますとこれは償却じゃないですね。一方には償却は残つていり、一方は取りぐずして償却したという報告なんです。この債権を残すことと償却ということはどういふ関係になりますか。

○太田説明員 これは帳簿上は債権から落としておるわけでございまして、貸し出しの残高から十六億何がしか減つておるわけでありまして、債権者に対してはわれわれはまだ債権を持つておるわけでございまして、債権を放棄してゐるわけではございません。今後とも機会があれば取り立て得るわけでございします。また現に何がしかつある程度入つておりますので、債権者に対しては償却は残つておる、帳簿上では償却は落ちておる、こういうことに御了解願ひたいと思ひます。

○淡谷委員 実はきのう銀行局長から電話がございまして、予算委員会でお

答へた答弁の一部が違っているから、速記録の訂正を願えないかというお話があったのです。速記録はいくらに訂正すべきものではないと思ひますので、この委員会ですら明らかに訂正しておいてもらふなら訂正したいということをおきまして、最近の国会では大臣がしばしば違つた答弁をするのですから、それを勝手に速記録だけ直してお茶をにごすというわけに参りません。銀行局長おられましたら、訂正したいという点を、この際はつきり言つておいてもらひたいのです。

○大月政府委員 その件は、実は私當時予算委員会に出席いたしておりました。銀行局特別金融課長の新保君がお答えいたしました内容の一部でございます。そのときの新保君の答弁で、日本輸出銀行に対して出資いたしました会計につきまして、一般会計から出資をいたしておるといふ答弁をいたしたのでございますが、その点は実は産業投資特別会計から出資いたしておつたという事実の間違いがあつたわけでございます。そういう意味で、別に法律上と申しますか、政治的な問題ではございません。事実に関する発言でございますので、政府の答弁として間違つたまま置いておくのもどうかというところで、私の方の特別金融課長から先生に御了解を求めましたところ、今のようなお話の筋で、公の席の発言は公に取り消した方がよからう、そういうお話でございますので、本委員会のたゞいまの御指摘によりまして、私から正式に、一般会計から出資いたしておると申しましたのは、産業投資特別会計から出資いたしておると

いうように訂正させていただきます。○淡谷委員 これは常識ですから、訂正されることに異存はございませんが、たゞきのう電話を下さつたのは局長じゃなかつたですね。——その際取りくずしたものは債権が帳簿上では、なくてもやはり生きておるのですから、取り立てる可能性もあるだろうし、取り立てた場合にはどちに入るかといつたら、あなたは一べん貸し倒れ準備金に入るといふ答えて、しばらくしてからまた電話がありまして、あれは違つていました、今度は諸益に入るのだ、こういうお話であつた。これは總裁その通り確認してよろしいですか。一たん貸し倒れ準備金を取りくずして——私はその辺あいまいなものが、貸し倒れ準備金で処置してくるといふのは、そのままでよろしいのですか。

○大月政府委員 私から、それじゃその点補足して説明させていただきます。と思ひます。貸し倒れ準備金から落としました償却債権は、日本開発銀行の帳簿上これを落とさせていただきます。しかし実質上の債権自体をいたしましては、法律上生きておるわけでございます。従ひまして、かりに将来その帳簿から落としました債権が生き返りました、何がしかの金が返つてくるといふ入るわけでございます。そういった入るわけと、それは日本開発銀行の雑益と、ほかの利益と一緒にいたします。今までお話がございました貸し倒れ準備金であるとか、あるいは法定準備金であるとか、納付金であるとか、そういう計算の基礎になりまして、その結果はかの利益とあわせて、国庫

に納付すべきものということになります。すれば、それは産投会計に対して納付金が納付される、こういうことになるわけでございます。

○淡谷委員 きょうは時間があまりございませぬから、突き詰めた質問はいたしませんけれども、ただその際私非常に心配になりますのは、これは兩總裁のようになりつぱな總裁がおられ、かつまたすぐれた大蔵省の大臣以下の人たちがおるうちはよろしゅうございませぬけれども、いつの日にか非常に政治が乱れた場合には——貸し倒れ準備金は実際の不良債権の整理に持つていくわけでしょう。また不良債権は取り立てなければならぬから——これは実質公開はいたさないとされておるのです。そうしますと、取り立てられるような債権も残しておいて、貸し倒れ準備金を取りくずして、それを今度は取り立てた場合は、貸し倒れ準備金に入れないうで別の諸益に持つていくといふことになれば、これは性格が変わつてしまふのです。(そんなことはない)と呼ぶ者あり)そういうことはないとすけれども、ありそうだから私は言っておるわけですよ。研究課題で残しておきます。これは十分経理上、政務次官お考えおきを願ひたいと思ひます。

それからもう一つ、さつき永来總裁が言ひましたけれども、輸出入銀行は大きな資本を貸し出しておるのです。この利益は、開銀よりも上がつていふのです。開銀銀行の方は、ちゃんと準備金を積み立てております、国庫納付金もやつております。ところがほとんど上位二十社で貸付を受けております輸銀の方は、一切利益金も上げない

し、準備金の積み立てもしない、国庫納付金はむろんやらない。もう少しやれば日本の資本のあり方について敵黨にお考えおきを願ひたい。これは言ひにくいことだけれども、あなた方は三十三万円以上の月俸をとつておるわけでしょう。それからさつき広瀬さんは言ひませんでしたけれども、上位二十社の政治献金、これは与党がヤジるかも知れませんが、黙つていて下さい、ちゃんと公開された数字です。それから、国庫納付金もしない、準備金も積み立てない、利益もない銀行から貸付を受けております上位二十社の、少なくとも氷山の一角と思はれる半年間の献金が輸銀関係においては三千二百六十五万です。これは公表したものだけですから、自民党の名前もありません。

はつきり読んだら大へんなことになるでしょう。宏池会はむろんあります。これは少なくとも、利益を上げないし、積み立てもしないし、国庫納付金もしないという銀行が貸し付けておる会社の利益なんです。総理大臣は何と言つたか、大資本から金をもらつてなせ悪い、こういう答弁ですよ。そうしますと、これは恩恵を受けておるから名刺がわりに出すという気持ちかもしれせん。われわれ貧乏人には大きな金ですけれども、これは総理大臣や一口六百億も借りておるような会社にとつては百万、二百万、五百万はもの数じやないかも知れない。しかしながら見ようによつては、政治献金を受けたために貸付をするという手もあるのです。これもやはり将来のために私は強く警告しておきたい。少なくともこの資本構成が非常に大きな意義を

持つております現在の資本主義経済下では、金を出すという利益に伴うさまざまな不祥事は、この際やはり輸銀、開銀兩總裁ともにはつきりこれは胸に入れたいただきたいと思ひます。特に産業投資に関する法律の改正にあつては、たゞ金を出すだけではなくて、金がどう使はれるかということも、先ほど来の質疑応答にもございましたが、大蔵委員会等十分これは今後とも質疑応答にこたえるだけの覚悟が必要だと思ひし、またそうすべきだと私は思ふ。特に汚職を渡るといわれております時代ですから、海外の投資資に対しては、この際もっと厳格な規定を持ち、厳格な論議を通じて決定されるように強く要望して、私の質問を終わります。

○森永説明員 ちょっと一言だけお答え申し上げておきたいと存じます。私どもの銀行で利益も上がりませんし、法定準備金も積んでおりません、従つて国庫にも納付いたしておりませんのは、これは一に資金コストと利回りの関係からきておるわけでございます。国際競争場裏におきまして、日本の輸出を伸ばしていくためには、やはりそれにふさわしく低利率の金融をつけてやる、そこに私どもの存在の意義があるのだと存じます。その低利回りにするその資金コストになるような貸付金並びに出資をいたしておるわけでございます。逆にその低利回りに合わないような出資しかいたさない。従つて利益も出ないし、準備金も積めない、納付金もできない、そういう関係でございますので、銀行の経営が放漫のために利益が出ないというこ

とではございませんことを御了承いた
だきたいと存じます。

なお、融資にあたりましては、かり
そめにも私どもの融資が政治献金等の
源泉にならないように、この点は厳重
に件々審査をいたしておりますので、
その点もあわせて申し上げておき
たいと存じます。そんなゆとりのある
ような資金の融通はいたしております
んことを、特に申し添えておきたいと
存じます。

○渋谷委員 これに対してまた質疑を
続ける時間を持ちませんから、やめて
おきますけれども、おっしゃる通りで
ございましょうが、何しろにせれでさ
え区別がつかないように、あなたの方
から出した金が政治献金になったと
か、別な方から借りた金が政治献金に
なったとかいうようなしるしもないと
思いますから、あまり甘くお考えにな
らずに今後処理されるように、重ねて
希望しておきます。

○白井委員長 これにて本案に対する
質疑は終了いたします。

○白井委員長 これより討論に入りま
す。

通告がありますので、これを許しま
す。広瀬秀吉君。

○広瀬(秀)委員 私は、日本社会党を
代表いたしました、ただいま議題とな
っております産業投資特別会計法の
一部を改正する法律案について、反対
の意思を表明せんとするものでありま
す。

昭和三十七年度第二次補正予算にお
いて三百五十億、昭和三十八年度予算
において四百九十七億、こういうよう

に一般会計から産業投資特別会計に繰
り入れが今回予定されておるわけであ
りますが、今までの慣例により、まず
と、これらの繰り入れは単に予算にお
いて議決するばかりでなく、産投会計
法附則においてそれぞれ法案の改正と
してこのことが上程され、審議の機会
が与えられて参ったのであります。今
回はこれを単に予算において議決さ
れるならばそれだけでよろしい、こ
ういうような建前に産投会計法を改正し
ようというのであります。まず私ども
は、政府当局の、われわれの質疑を通
じて答弁されたところを聞いて参りま
しても、何らこのような改正をする具
体的な、しかも納得のできる理由とい
うものをついに見出すことができな
かったわけでありまして、従いまして、
政府がその理由とする。最近産業投資
特別会計に対する一般会計からの繰り
入れというものは恒常化しつつある、
産業投資の需要が非常に増大してお
る、こういうようなことをいいます
が、昨年、私どもは、本委員会におき
まして、産業投資特別会計法の一部改
正において、ガリオア・エロアの返済
金というようなものを産業投資特別会
計の歳出とする、こういうような問題
はまさに産業投資特別会計法の自執行
為である、こういうようなことを申し
上げて反対をいたしましたわけであり
ますが、三十五年あるいは三十七年等
に引続き行なわれまして一般会計から
の繰り入れは、まさにこのように産業
投資特別会計と全く相入れない異質の
ものを歳出に持つてくるこのような
とに對する伏線であり、またそれに対
する事後の手当である、このような
とであったと思うのであります。そう

いうようなことから産業投資特別会計
の自己資金というようなものが枯渇す
るに至った、こういうようなことから
今回の改正というものは、一般的繰り
入れが恒常化しつつあるというような
ことも生まれて参つておると思うので
あります。そういうような立場から、
私どもはまず第一点として、今回この
ようなことを出してやることに對して
反対をいたすのであります。

第二の問題点といたしましては、本
委員会において、今回の改正をめぐり
まして、延べ七人の代表がこの問題
についてきめのこまかい、あらゆる角
度からする産業投資特別会計の本質を
生かす、そして一般会計から国民の血
税を繰り入れるものが、真に日本の経
済の発展と産業投資としてついに生
かされるかどうか、生かされなければ
ならない。そしてまた投資をした、あ
るいは出資をした、融資をした、そ
ういふところにおいて、それが十分効果
を発揮しておるかどうか、そこに不当
な運用がないか、そしてまたそれらの
問題が、どれほど日本の輸出の振興な
り、あるいは経済の復興なり、経済の
開発なり、産業の育成なり、こういう
ようなものについて政策効果を発揮し
ているか、こういうようなあらゆる角
度から議論を展開して参りました。今
回の改正が、もしできますならば、こ
のような機会を大蔵委員会から奪うこ
とになるわけでありまして、先ほど堀
委員の質問に對して大蔵大臣は、法案と
しては出さなくとも大蔵委員会におい
て十分御審議をいただくという態度は
表明いたしましたけれども、法案が出
されないで単に運用について質問をす
る、こういうだけでは、有効な行政権

に対する国会のチェック・アンド・パ
ランスという民主主義の原則における
チェックというものが全く無力化する
、チェックの意味をなさない、こ
ういふことにならざるを得ないわけであ
ります。はたしてしかりとするなら
ば、今回の改正案というものは行政権
の単なる拡大であり、行政権の恣意に
よる産業投資が行なわれる。それに対
して有効な国会のチェックが及ばな
い。こういうように今日日本国憲法に
おいて、あるいは財政法において予定
せられておる最大の原則である財政民
主主義、経済民主主義、こういうよう
なものの観点からすれば、まさに
時代逆行の法案である、このように考
えざるを得ないわけでありまして、政府
はその理由において、産業投資の需要
の増大あるいはそういうものにこたえ
るための弾力的運用ということを行
なっておりますけれども、はたして今日
まで行なわれてきましたような、現行
法の体制の中で弾力的運用がどれだけ
妨げられたか、そしてまたどれだけわ
れわれの議論によって幾分でも正しい
方向というものを進みつつあったか、
こういうようなことを考えるならば、
国会の審議をできるだけ狭め、そうい
う機会を奪うことによって、行政権が
勝手に恣意的に独断的にやっていく、
こういうようなことが進むばかりであ
って、このことは必ずしも日本の産業
経済体制というものを前進させ、発展
させる道に私はつながらないと思う。
そのような政府の立場はまさに国会軽
視である、国会審議権に対する重大な
制約である。財政経済における民主主
義の要請を踏みにじる以外の何もので
もない、かように考えるわけでありま
す。たとえば今回集中的に議論せられ
ました産業投資特別会計の五千億の
出資金の中で、その六割以上を占めて
いる開銀、輸銀だけを例にとりまして
も幾多の問題点があるわけでありま
す。こういうものを予算において審議の機
会があるのだということを言いました
ように、予算審議の実態から照らし
て、本委員会こそがほんとうにきめの
こまかい、産業投資特別会計の制定さ
れた本義に基づく正しい運用というも
のの観点から真に議論をし、これを大
局的に誤りなからしめる、そして日本
経済における二重構造、こういう大
きなガンになつておる問題を、この会
計を通じて解消する方向に持っていかな
ければならない。そういうような方向
を政府が非常に毛ざらいをし、そう
いう機会を少なくしていこう、こ
ういふ立場に立っているとしか思えないわけ
であります。そういうような観点か
ら、私どもはどうしてももう一べん政
府が考えを改めて、今回これが本委員
会がおそらく多数で通るでありましょ
うけれども、もう一べん再考して、次
の機会には必ずしもと戻すような出直
しをしてもらいたい。このことを強く
要求いたしました、さらに今日のこの
国会を通じて現われて参りました政府
の政策全般が非常に郵貯法の改正を目
ざした、これは今回の国会に提案され
るかどうかわかりませんが、それ
も、そういうような方向というものが
明確に出て参つておるということは、
きわめて注目すべきことでございま
して、このような方向というものはぜ
ひ避けてもらいたい。

こういうことを最後に申し上げまして、以上幾つかの点について反対の理由を述べまして、本法案の一部改正に対して反対の意思表明にかえる次第です。(拍手)

○白井委員長 これにて討論は終局いたしました。

続いて採決に入ります。

採決いたします。

本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○白井委員長 起立多数。よって、本案は原案の通り可決いたしました。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○白井委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次会は来たる七日午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後二時一分散会

〔参照〕

産業投資特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第二四号)に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

大蔵會議録第十号中正誤

ページ 行 誤 正

三二四一五 完了しない 完了しないこと、

三三〇一 〔前条第一項に規定する居住用財産〕

三三三 〔前条第一項に規定する居住用財産〕